

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 5 ） （ 23. 1 定 ）			
日 時	平成 23 年 3 月 8 日（火）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	横田委員長、中島副委員長、秋元・鈴木・大橋・高橋・佐々木・ 北野・大竹各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、病院局長、水道局長、総務・財政・ 産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局経営管理各部長、産業港湾部参事、保健所長、消防長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 (会計管理者欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋委員、北野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせをいたします。

千葉委員が秋元委員に、吹田委員が大橋委員に、井川委員が鈴木委員に、斎藤博行委員が佐々木委員に、古沢委員が北野委員にそれぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、共産党、自民党、公明党、平成会の順といたします。

民主党・市民連合。

---

○佐々木委員

◎小樽の国民健康保険財政について

まずは、小樽市の国民健康保険財政についてです。

今年は、国民皆保険制度の開始から50年の節目の年になります。今、この制度の現状はといいますと、自営業者や農林水産業者を中心に約3,600万人が入る健康保険となっています。近年は、退職して勤務先の健康保険から移った高齢者やフリーター、無職者らの加入が増えているのが現状です。全国で約1,700の市町村がそれぞれ運営しており、医療費の総額は約10兆円と言われております。給付が増える一方で、低所得者の増加で保険料が伸び悩み、2009年度は約5割の市町村が赤字という状況になっております。

そこで、お伺いします。端的に聞きますが、小樽市の1人当たりの医療費について、全道と比べての状況をお知らせください。

○（医療保険）国保年金課長

国民健康保険加入者の1人当たりの医療費でございますけれども、平成21年度の決算で小樽市が42万6,964円となっております。道内の主要都市との比較で申しますと、一番低いところは帯広市の30万35円、小樽市を除いて一番高いところが室蘭市の38万8,264円で、道内主要都市の中では小樽市が一番高い状況でございます。

○佐々木委員

そこで、改めて確認しますが、小樽市の医療費が非常に高い理由は何ですか。

○（医療保険）国保年金課長

一つには、高齢者の比率が高いことです。75歳以上の方は後期高齢者医療制度ということで平成20年度からは国保から外れましたけれども、それでも65歳から74歳の前期高齢者と言われていた方々の比率が高い状況でございますので、そういった部分で医療費が高騰している状況でございます。

それともう一つは、小樽市の医療環境がそれなりに充実しているということです。これは、小樽市に限らず、隣接している札幌市西区や手稲区の医療環境も充実しているといったこともあり、入院の比率が高いですとか、より高度な医療を受けやすい環境にあるといった状況にもあるようでございます。

それから、高齢者の単独世帯なり高齢者夫婦世帯が多いということで、日々の生活の不安等がある中で、かかりつけ医との関係が緊密にあるということ等も小樽市の医療費が高い原因と考えてございます。

○佐々木委員

そういう現状だということがわかりました。

医療費が高いことへの対策といいますか、医療費を節約するためにいろいろな方策があるのではないかと

うに考えますが、市がとらえている状況はいかがですか。

○（医療保険）国保年金課長

医療費が高いことに対して、子どもでは医療費適正化対策ということでさまざまな対策を打ってございます。主なもので申しますと、多重受診者や同じ病気で複数の医療機関にかかっている方々をセレクトして、保健師が訪問指導するというのもやっております。それと、医療費通知という、皆様のかかっている医療費がこのくらいですという通知を年 6 回行っております。また、今月に 1 回目を出す予定ですが、いわゆる通常の新薬をいただいている方に対して、ジェネリック医薬品に変えますとこのくらいの効果がございますという通知を個別に出す予定になってございます。そのほか、広報誌や健康セミナーの開催を通じて健康の増進を図っているところでございます。そのほかには、レセプト点検で、レセプトの中身の間違い等を精査しています。

○佐々木委員

今、何点かお聞きしましたが、市民周知という点についての方法はどうかでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

今も申しましたが、「おたるの国保」という冊子を毎年つくっております、これは、国保加入者に限らず、全市民を対象に新聞折り込みをして健康に関する情報等を周知しているところでございます。

○佐々木委員

よく言われています小樽市の国保財政のことですけれども、現時点でと申しますか、国保の累積赤字は 2 億 900 万円というふうには押さえていますけれども、それに至った経緯と今後の見通しについてお知らせください。

○（医療保険）国保年金課長

国保の累積赤字ですけれども、これは、医療費が高騰し、収納率がなかなか上がらなかったという中で、さらには、国の調整交付金のペナルティーを受けていまして、本来必要である保険料を低く抑えていた中で、単年度収支が悪化していきまして、最高で 33 億円を超える累積赤字が発生いたしておりました。ただ、その後、平成 14 年度の老人保健制度の改正、見直し、さらには 20 年度の後期高齢者医療制度等によりまして、医療費の見込みが立てづらいつ時期があったのですけれども、その一方で、収納率の向上対策の強化に伴いまして、保険料本体そのものの収納増もございました。さらには、先ほど言いました国の調整交付金のペナルティー解除等もございました。さらに、18 年度に始まりました保険財政共同安定化事業という制度で、一定の高額の医療に関して都道府県単位でプールするものができたのですけれども、非常に財政効果が上がりまして、21 年度末で約 2 億円まで累積赤字が減った状況でございます。

この間、子どもはあくまでも適切な保険料の賦課に努めてございました。22 年度単年度で見ますと医療費はほとんど不用額等を望めないような状況なものですから、単年度収支自体で赤字になるのか、黒字になるのかわからない状況です。累積赤字も今年度で解消するかどうかはわかりませんが、今後も適切な保険料の賦課に努めながら、収納率の向上に努めていきたいというふうに思っております。

○佐々木委員

今、保険料の話も出ましたが、私もそうですけれども、小樽の保険料は高いということがよく理解されていないか、実際に高いというふうに思いますけれども、保険料の状況について詳しくお願いします。

○（医療保険）国保年金課長

今、小樽市の保険料は高いという話ですけれども、実は、実際に 1 世帯当たりの保険料レベルで道内主要都市と比較いたしますと、保険料の場合、医療分と後期高齢者支援分、それと介護保険分の 3 本立てにはなっているのですけれども、その 3 本を合わせた 1 世帯当たりの保険料で言いますと、小樽市は 13 万 5,577 円となっております。それに対して、道内主要都市では、室蘭市が一番低くて 13 万 145 円、一番高いのが旭川市で 16 万 9,139 円となっております。それに対して、10 市の中で小樽は 2 番目に低い状況になってございます。

○佐々木委員

先ほど、今後の見通しの中で、国保の収納率という話が出ました。収納率を高めることによっていろいろな効果が出るのだと思うのですが、どのように押さえていますか。

○（医療保険）保険収納課長

収納率が高くなることの効果でございますけれども、先ほども申し上げましたように、小樽市は道内の主要都市 10 市の中では収納率が一番高いのです。ですから、保険料が高くなることを抑えている要因の一つにはなっているということと、もう一つは、平成 22 年度から国保の広域化方針というものができまして、減額というか、普通調整交付金のペナルティーという罰則みたいなものがあったのです。今年度はなくなりましたが、これまではそういうものがありまして、小樽市も過去にはペナルティーを受けていたことがあります。そういうときには、まずは年間で 6,500 万円ぐらいペナルティーを受けていたこともありますので、収納率が高いことによってそういう部分が削減されないといえますか、減額されないという効果も過去にはあったと考えてございます。

○佐々木委員

現状がよくわかりました。

それで、冒頭申し上げましたように、経済状況が非常に悪くなってきて、低所得者対策が国を挙げて叫ばれるようになっていますが、小樽市のこれまで進めてきた低所得者対策についての考え方をお聞かせください。

○（医療保険）国保年金課長

低所得者対策ですけれども、本市の一般会計は厳しい財政状況ですので、独自の低所得者対策はなかなか実施できない状況でございます。国の法定減免と言われている均等割、平等割、軽減制度、これは最高 7 割まで軽減する制度なのですが、これらの該当者も既に 5 割を超えている状況でございます。また、こういう軽減に対して一定程度のルールで一般会計からの繰出金も出すようなルールになってございます。

そういった中では、独自の低所得者対策がなかなかとられない状況にはございます。ただ、保険料に関しましては、国保の場合、前年度の所得を基に保険料を計算するようになってございますから、前年の所得が高いと、現在、所得が低い方に対しても高い保険料がかかる仕組みになってございますけれども、そういった中で、保険料の独自減免制度というものを本市でも設けてございます。

この部分については、実は、国も本年 4 月から非自発的失業者、いわゆるリストラや倒産に伴って失業した方に対する減免制度が法定減免として新たにできました。市独自の減免制度はそれに該当しない方を対象にしておりますけれども、これらにつきましても、保険収納課と連携をとり、昨年は 18 件の申請だったのでございますけれども、今年度はそういった国の新しい制度ができたにもかかわらず、26 件に増えている状況でございます。そういったことで、保険収納課と連携をとりながら、低所得者対策である減免制度の周知に努めているところです。

実は国でも、この 2 月 25 日に厚生労働省と全国知事会、全国市長会、全国町村会の代表者がそれぞれ 3 名程度ずつ集まってのワーキンググループを設置いたしまして、国保の構造問題を分析した上で低所得者対策を中心とした議論をしていこうということでございます。小樽市のという御質問ではございましたが、今後、国でも低所得者対策の強化という部分を努めていくのではないかと考えております。

○佐々木委員

この件は終わりました、質問を変えます。

◎就学援助制度について

次は、就学援助について何点か伺います。

一般に言われていますけれども、経済的に困窮する家庭の小・中学生を支援する市町村の就学援助制度がますます重要になってきていると思います。公立学校の全児童に占める受給者の割合が昨年度は 17 市町村で学級の 4 人に 1 人以上を占めているという数字が明らかになっている状況です。

そこで、お伺いします。小樽市における受給者数の推移の実態について、まずは、ここ 3 年間のそれぞれの年度についてお知らせください。

○（教育）学校教育課長

就学援助制度の受給者の推移ということでございますけれども、平成19年度から 3 年間で、対象児童・生徒数については 5 月 1 日現在の児童・生徒数で答弁いたします。

平成19年度では、小学校は、5,297名に対して準要保護の受給者が1,382名で率にして23パーセントです。要保護については420名で7パーセントとなっております。中学校につきましては、3,199名に対して準要保護の受給者が697名、率にして21.8パーセントになります。要保護については223名で7パーセントです。トータル9,196名に対して、準要保護の受給者が2,079名、全体で22.6パーセントであります。要保護については643名で7パーセントとなっております。

20年度は、同じく小学校は、5,849名に対して準要保護が1,243名で率にして21.3パーセントになります。要保護についても427名で7.3パーセントです。中学校につきましては、3,107名に対して準要保護が680名で率にして21.9パーセントになります。要保護の人数は232名で率が7.5パーセントです。トータル8,956名に対して、準要保護の受給者は1,923名で率にして21.5パーセント、要保護は659名で率にして7.4パーセントでございます。

21年度につきましては、小学校は、5,784名に対して準要保護が1,317名で率にして22.8パーセント、要保護については363名で率にして6.3パーセントになります。中学校は、3,039名に対して準要保護が691名の受給者で率にして22.7パーセント、要保護については217名で7.1パーセント、合計8,823名に対して準要保護が2,008名で率にして22.8パーセント、要保護は580名で6.6パーセントという形になっております。

○佐々木委員

まとめてみると、増えている傾向にあるのか、現状の推移をたどっているのか、一言でお願いします。

○（教育）学校教育課長

準要保護でトータルの受給割合を見ますと、大体21パーセント中ぐらいから22パーセントと1パーセントぐらいの推移になっておりますので、どちらかという横ばいの形になってございます。

○佐々木委員

わかりました。

就学援助の内容はそれぞれの都市によって異なると思うのですけれども、小樽市の場合はどうでしょうか。

○（教育）学校教育課長

現在の就学援助の給付内容ですが、原則、準要保護につきましては、国の補助制度がありまして、その中で学用品や修学旅行といった補助対象の項目がございます。基本的には、要保護につきましては生活保護受給者が対象者になっておりますので、実質、この中では修学旅行費が就学援助の対象で、あとは、学校病と言われるものに対しての医療費の支給がございます。

あわせて、準要保護制度につきましては、平成17年から補助制度がなくなりましたので、そこから小樽市独自の事業というで行っておりますけれども、実質、要保護の補助制度の対象項目で行っております。ただし、22年度から増えた、PTA会費、生徒会費、部活動費という部分の項目についてですけれども、22年度と23年度の予算については、その三つについての計上をしていないところでございます。

○佐々木委員

問題は、市町村によって異なる準要保護の認定基準なのです。もちろん幅があると思うのですけれども、小樽市の場合の認定基準はどのようになっていますか。

○（教育）学校教育課長

小樽市の準要保護の基準でございますけれども、生活保護の収入基準に対して1.3倍という収入基準を設けており

ます。例で見ますと、4人世帯を標準世帯という形で示しているのですが、父母の年齢が大体35歳で、小学校4年生と4歳の子供という世帯で計算しまして、生活保護基準の1.3倍の額となりますと、年間で367万799円が平成22年の準要保護の収入基準となっております。

○佐々木委員

この厳しい生活状況の中で、緩和措置を設ける市町村が増えてきていると思うわけですが、小樽の場合の取組はどうでしょうか。

○（教育）学校教育課長

緩和措置ではないのですが、原則は、前年の収入が、先ほど言った生活保護基準の1.3倍ということで認定基準を設けております。ただし、昨年は収入があって生活保護基準の1.3倍という準要保護の基準を超えている方であっても、現在、失業していて収入がゼロだというような場合で、昨年と比べて生活状況が著しく変わっているということであれば、離職の確認といった書類を出していただいて、申請した月から準要保護の適用ということも弾力的に行っております。

○佐々木委員

弾力的に、実態に応じてということによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは最後になりますが、この就学援助制度は国が定めた制度であります。市町村に丸投げされた形で財政率によって格差が生じてきているという認識と、住む市町村の違いで援助を受けられる人と受けられない人が出ているという指摘がされております。そういうことで、改善を求める声が出ていると思いますけれども、市としてはどのように受け止めておりますか。

○（教育）学校教育課長

実際に準要保護の制度につきましては、平成17年度から市独自の事業が始まりましたので、そういうところに基準を設けてやっております。当然、財政的な措置の部分につきましては、全国市長会等で、教育を受ける機会の均等という観点から、この制度を維持する意味で、財源の要望ですとか、そういった形で行っておりますので、そういった中でこういう制度を今後も維持していきたいというふうには考えております。

○佐々木委員

わかりました。

◎岩見沢市の共同調理所での食中毒について

それでは次に、学校給食施設についての部分で何点か伺います。

一番問題になったのが、岩見沢市で起きた共同調理所の食中毒による事故が全国的に発信されております。この事例は、他の市町村でも学校給食にかかわる部分では相当の配慮といいますか、点検、検証をして、学校給食の安全について改めて確認し、取り組むであろうと思っております。

そこで、お伺いしますが、この間、こんな数字が出てきました。道立の各保健所で2009年度、2010年度に調査を受けた道内の学校給食共同調理場のうち、9割が衛生面の改善を指導された。そして、道内学校給食の調理場の約700施設が改善指導を受けた。細かい数字ですが、2009年度は335施設のうち294施設、約88パーセントが改善指導を受け、2010年度には332施設のうち296施設、89パーセントが改善指導を受けたとのこと。

それから、独自に保健所を持つ市については、札幌市を含めた4市となっておりますけれども、小樽市、函館市、旭川市がその4市となるのか、まず、そこを伺います。

○（教育）学校給食課長

議員のおっしゃられた市であると認識しております。

○佐々木委員

その中で、2009年度は、159施設のうち126施設、79パーセント、10年度は168施設のうち120施設、74パーセントが地元保健所から改善指導を求められたという情報が入っていますが、2009年度、2010年度に、小樽市保健所からの改善指導はありましたか。

○（教育）学校給食課長

2009年度、2010年度でございますけれども、2009年度につきましては6月、2010年度につきましては5月から6月にかけての時期でありますけれども、2か所の共同調理場、それから単独調理校6校、計8か所への立入調査はございました。

○佐々木委員

その内容等についてもわかりますか。

○（教育）学校給食課長

保健所からの指摘事項でございますけれども、2009年度につきましては2か所ございました。一つは、単独調理校でございますけれども、シンクからの排水が排水溝を通して流れるわけですが、その排水溝の中の壁面にはがれがございまして、適切な排水という観点でそれが指摘になったものでございます。これは、指摘後すぐに補修をしています。また、流水という状況でありますので、今後もそうしたことが発生することも予測されますので、その都度、補修をしていきたいと考えております。

もう一か所ですけれども、これはオタモイ共同処理場です。午前の調理後にコンテナを配送車に積み込む際には、シャッターが2か所ついておりますけれども、通常、まず1か所をあけて移動させて、そのシャッターを開けて、次の別のシャッターをあけるという手順なのですが、たまたまそのときに2か所のシャッターを開放していたということで指摘につながったものであります。これについては、通常の手順どおり行うということで、その後は行っております。

これが平成21年度の内容で、22年度につきましては指摘事項はございません。

○佐々木委員

今回の食中毒の原因菌がサルモネラ菌で、混入した経路を、今、岩見沢市では調べていると聞いているのですけれども、サルモネラ菌の食中毒対策について伺います。

○（教育）学校給食課長

サルモネラ菌は、通常、人や動物の腸管ですとか環境中に存在する菌であります。特に、食品では肉類、それから卵類に多いという認識をしております。食中毒の予防の関係でありますけれども、サルモネラ菌だけではなくて、特に、肉類、卵類などは汚染されているという前提で取扱いをしております。最初に下処理から始まりますけれども、下処理は調理するかまから一番離れた遠いところで作業を行っております。また、調理するエプロンなどの着衣もなるべく別なものを使用するといったことや、作業の内容につきましても、下処理が終わるといったん冷蔵庫に入れて、それぞれのかまを時間差でつくっていきますので、そのかまに投入できるタイミングになりましたら、担当者から肉の担当者に合図をして、その都度、冷蔵庫から出してそのままかまへ入れるという作業内容でやっております。間違っても肉類をほかの食材と一緒に置くなどのことはしないように注意をしております。そうした汚染、非汚染の区分については、作業上も人的な面でも明確にして行っているところでございます。

○佐々木委員

この問題についての最後ですが、小樽の場合は、単独調理校が7校、共同調理場が二つあるということで、新共同調理場をつくるまでにはまだ時間があります。そういうことで、現在使われている共同調理場又は学校については、この機会に点検、検証も含めて改善を求めるだけではなくて、給食全般の安全性についてしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。

### ○（教育）学校給食課長

今、冒頭に、改めて確認する必要があるのではないかと御指摘もいただいております。私どもは、岩見沢市の事例を見まして、原因の特定にはまだ至っておりませんが、今後もこの状況については注視をしていきたいと思っております。岩見沢保健所の発表が23日の午後でありまして、翌24日に新聞各紙で大きく報道されております。翌25日ですけれども、私どもの学校教育担当次長も含めて、それから、共同調理場側からは私ども、それから栄養士が集まりまして、そうした内容を基に打合せを行っております。現状では、国の管理基準に照らして充足していると思っておりますけれども、そうした内容で、いま一度、分析や検証をしていく必要があるのではないかとということで、それぞれ検討作業を開始したところでございます。この中で、さらに改善すべき点があれば改善するという対応を図ってまいりたいと、そのように考えております。

### ○佐々木委員

#### ◎市長への手紙について

では最後に、市長への手紙について伺います。

この取組は、平成11年度から市長の思い出で取り組んできた内容だというふうに思います。いよいよ本日が最後になっていますけれども、市長への手紙の取組について、まず、11年度からの年度ごとにどのような推移をたどっているかをお知らせください。件数とその内容についてです。

### ○（総務）広報広聴課長

まず、市長への手紙の件数でございますけれども、平成11年度は303通、件数としましては、意見を二つ出したり三つ出したりされますので、それですと592件です。12年度は302通の558件、13年度は291通の467件、14年度は221通の332件、15年度は204通の264件、16年度は170通の211件、17年度は185通の238件、18年度は185通の245件、19年度は156通の203件、20年度は128件の171件、21年度は107通の130件、22年度は、今日までの段階ですけれども、122通の142件になっております。

その内容ですけれども、種々雑多なものですけれども、例えば21年度で多いものとしまして、市立病院の管理だとか新市立病院の建設についての御意見が17件ぐらいあります。そのほか、福祉制度について、例えば生活保護の関係の制度において認定が甘いのではないかと御意見が13件ぐらいです。あと、市の対応が悪いのではないかと御意見が19件ほどです。あと、道路整備とか公園整備に関しまして14件ほどあります。そのほか、観光の魅力づくりなども8件ぐらいありまして、昨年の多いものとしてはそういうところでございます。

### ○佐々木委員

先ほどからずっと並べてきましたけれども、どんどん多くなっているのではなくて、減少の傾向にあると読み取れるわけですが、その要因、原因をどういうふうに把握していますか。

### ○（総務）広報広聴課長

これは、平成11年度から毎年実施してきております。その御意見や御要望に対しまして、解決できるものとか解決できないものとかいろいろあるのですけれども、それらに対してまして一通一通丁寧に市長みずからが回答している状況でございます。それと、例えば、昨年でございますけれども、図書館に、押して運ぶカート置いてほしいという市長への手紙がありまして、そういうものを即座に設置しました。そういう一つ一つの積み重ねにより、だんだん減ってきているというふうに考えてございます。

### ○佐々木委員

そういう状況を押さえて、これまで取り組んできた状況と、思い出があった市長への手紙がこれで終わることになると思いますが、最後に市長の感想を聞かせていただきたいと思っております。

### ○市長

市長への手紙の関係ですけれども、今、課長から申しましたように、提言、要望、苦情、誹謗中傷、告発的なもの

のなど、いろいろなものがありました。もちろん、中には、生活の困窮とか、制度に対する不満とかもありますが、最初に私が全部読みまして、ほかの部長よりも先に読みますので、これは文書回答でいいだろうというものもありますし、これは本人に直接会って話を聞いて善処してあげるといふものもあります。例えば、生活保護の関係ではパチンコ屋へ行っているという話がずいぶん来ましたので、ケースワーカー全員に直ちにパチンコ屋へ行って見てこいという指示もしましたし、いろいろやりました。ですから、ある意味では非常にスピーディーに対応してきたと思いますので、一定程度の効果があつたと思います。

ただ、件数は減ってきましたけれども、インターネットの関係でもいただきます。本年は珍しく、1件だけ、除雪の関係で、スピーディーな対応ですばらしかったということで、えっと思ったのですけれども、そういうものもありまして、市民の皆さんの感じ方もいろいろあつて、一定程度の効果を出していますので、ぜひこれからも、新しい市長の取組になりますけれども、やっていただければという感じがしています。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

病院局長が入室されますので、少々お待ちください。

（病院局長入室）

共産党の質疑に移します。

---

#### ○中島委員

病院局長には少しお待ちいただきまして、先に私が質問いたします。

#### ◎放課後児童クラブの障害児受入れの問題について

放課後児童クラブの障害児受入れの問題についてお聞きします。

平成15年度に塩谷児童センターの放課後児童クラブで初めて余市養護学校の児童を受け入れて、障害児の受入れが始まっております。その後、現在までの利用数を年度別に、また利用者の障害別の実態についてもお知らせください。

#### ○教育部青木次長

放課後児童クラブを利用する障害児の年度別、障害別の人数でございますが、平成15年度が2人、障害の種別は肢体が1人と知的が1人となっております。16年度が1人で、肢体不自由の方でございます。17年度が3人で、肢体、知的、情緒がそれぞれ1人ずつとなっております。18年度が7人で、肢体が3人、知的、情緒がそれぞれ2人となっております。19年度が8人で、肢体が3人、知的が2人、情緒が3人となっております。20年度が16人で、肢体が5人、知的が3人、情緒が7人、聴覚が1名となっております。21年度が21人で、肢体が3人、知的が6人、情緒が10人、病虚弱が1人、聴覚が1人となっております。22年度が19人で、肢体が2人、知的が6人、情緒が7人、病虚弱が1人、聴覚が3人、以上のようになっています。

#### ○中島委員

年度別で言いますと、最初に2人から始まって、平成20年度以降については16人、21人、19人と人数が大変広がってきていることがわかります。お聞きしますけれども、情緒というのはどういう障害のことかということと、知的、情緒、肢体といろいろ言っていますけれども、その総人数ごとに全体で何人かを教えてくださいませんか。

#### ○教育部青木次長

まず、情緒ということでございますが、これは自閉症や、発達障害といいますか、その関係の子供になります。

それから、これまでの延べになりますけれども、肢体が19人、それから、知的が延べ21人、情緒が延べ30人、病虚弱が延べ2人、聴覚障害が延べ5人となっております。

○中島委員

そうなりますと、平成23年度の4月からまた入学するわけですが、その入学する子供での利用見込みは把握しているでしょうか。

○教育部青木次長

平成23年度に利用される子供として、私どもで把握している範囲では、現在、全部で15人が利用を予定されています。

○中島委員

そうなりますと、結構多い数が続けて利用されることになると思うのです。現在、普通の児童は3年生まで、障害のある子供は4年生までの受入れを行っていると聞いていますが、学年別の人数は把握していますか。

○教育部青木次長

平成22年度は、先ほど申し上げましたように、19人をお受けしていますが、学年別には1年から3年生までがそれぞれ6人、4年生が1人、以上の合計19名となっております。

○中島委員

放課後児童クラブの実施校は、現在、小学校27校のうち25校で行われていると聞いていますが、そのうち障害児を受け入れている学校の数はどれぐらいになるのでしょうか。

○教育部青木次長

27校の小学校のうち、教育部所管、福祉部所管、生活環境部所管でそれぞれ所管が分かれています。対象としては25校の小学校で放課後児童クラブを開設しております。これらの市立小学校で障害児を受け入れている学校につきましては9校となっております。

○中島委員

そうなりますと3分の1ぐらいの学校で障害を持つ子供も含めて放課後児童クラブをやっているということですが、今の経過を聞いても、非常に人数が増えていて、市内のどこの学校でも障害を持つ子供が放課後児童クラブに通うことが当たり前になってきている状況で、今後の見通しについても14人ほどの利用が見込まれる状況になっているわけです。中身を見ても、情緒障害という分野が延べ人数で30人と一番多いと思います。今の子供たちのいろいろな状況の反映なのだと思うのですが、この間、教育委員会では、障害児の父母から、障害を持つ子を6年生まで放課後児童クラブでぜひ受け入れてほしいという要望がありまして、一度、試行期間を設けて6年生まで実施して検討した経過があります。その結果、これは無理だということで4年生までにして現在に至っていると聞いております。しかし、今の質問でも明らかになったように、障害を持つ子供の放課後児童クラブ利用が普遍的な状況になってきているという問題と、希望は続けてあるという問題があると思うのです。そういう点では、放課後児童クラブでの障害児の受入れについて、6年生ぐらいまで受け入れられないか、再度、検討することができないものかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○教育部青木次長

先ほど、年度別の受入れ人数の推移について答弁いたしましたけれども、委員のおっしゃるとおり、人数が過去から非常に増えてきております。委員からは、それぞれのいろいろな学校で利用されている普遍的なニーズであるという御質問でございましたけれども、放課後児童クラブの指導員は、必ずしも専門的な資格のない中で増え続ける障害のある子供の受入れに努力してまいりました。委員のおっしゃるように人数が増えてきたということで、私どもも4年生までは何とか受け入れるのですけれども、5年以上は難しいという判断を平成20年度にさせていただいたわけです。その理由の中には、施設の問題でありますとか、指導員の指導の状態、さらには、他の児童とのかわりという中で、最終的に受入れは難しいという判断をしました。

その中で、委員がおっしゃるように人数も増えているということでございますけれども、実は、それぞれの放課

後児童クラブで受け入れている児童の人数も増えています。3人受け入れているクラブが2校、2人を受け入れているクラブが2校ございます。このような形で、学校の余裕教室を使う放課後児童クラブの設備的にも限られた中で、これから増えていく障害のある子供を受け入れるのは非常に困難であると考えています。今後、5年生になって放課後児童クラブを退会される子供については、これまでと同じように福祉のほうであります日中一時支援でありますとか児童デイケアなどの施策と連携しながら、障害のある子供の放課後の居場所の確保に努めてまいりたいと思っております。

#### ○中島委員

今日はそんなに追及いたしませんけれども、働く母親たちの社会参加の支援の問題もありますし、何よりも、障害を持つ児童への対応が特別なことではないというこの時代の変化に対して、もう少し門戸を開いていく必要があるのではないかと思います。障害を持つ子が増えているわりには、利用する放課後児童クラブはだんだん少なくなってきているわけです。そういう意味では、そういう開かれた時代に検討する余地はあると私は思いますし、市民の中からは強い要望もございます。そういう点において、今後さらに引き続いて検討していただきたいと要望して、この項については終わります。

#### ◎介護保険の問題について

次に、介護保険の問題についてお聞きします。

介護保険は、毎年、減額補正という形であまり使われないで残してきたというのが例年の経過なのですが、今年度は1億7,500万円の増額補正になっております。この理由について簡単に説明してください。

#### ○（医療保険）介護保険課長

1億7,500万円の増額補正の理由でございますが、療養病床存続による影響として、施設サービスは約9,000万円、デイサービス利用者の増による居宅サービスが約8,500万円、計1億7,500万円の増額であります。

#### ○中島委員

療養病床が存続することになった理由がかなり大きかったようですが、第4期の施設計画は大幅な見直しになっています。平成21年度から3年間の具体的な変更内容を確認したいと思います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

平成21年度は療養病床が廃止になっておりましたので、第4期の計画では、グループホームが3か所、小規模多機能が1か所、認知症デイが1か所を計画しております。それに基づきまして、実績としましては、グループホームが3か所、小規模多機能が1か所、認知症デイがゼロか所、これは22年度に繰り越しております。21年度につきましては、おおむね計画どおり実施されたというふうに考えております。

22年9月に療養病床の存続が決まったため、22年度、23年度の計画を抜本的に見直しております。22年度の計画では、グループホームが4か所、認知症デイが21年度の繰り越しを含めて2か所、小規模多機能が1か所、小規模特養が1か所、23年度はグループホームが5か所、認知症デイが1か所、小規模多機能が1か所、小規模特養が1か所、地域密着型サービスを含めると、全部で16のサービスを小規模特養2か所に見直したところでございます。

#### ○中島委員

今お聞きしましたら、平成21年度は予定していた認知症デイサービスが結果的にはできませんでした。22年度は、見直しで小規模特養2か所を建設予定でしたけれども、結局、手を挙げる業者がないために1か所しかできませんでした。小樽市が介護サービス量として必要だと判断して計画しても、事業者がないということで計画が進んでいないのです。こういう問題についてはどのように対応していくべきなのでしょう。

#### ○（医療保険）介護保険課長

募集をしましたが、今言われたように、結果的には認知症デイサービスであれば手が挙がらなかった、小規模特養であれば2か所募集したところが1か所だったという結論なのです。けれども、認知症デイサービスにつきまし

ては、通常のデイサービスは昨年より 4 か所増えている状況を見ますと、専門的なデイサービスが敬遠されたという状況だと考えております。また、小規模特養につきましては、平成20年に募集したときには小樽市内の社会福祉法人というふうに限定していたのですが、今回は地域を限定せず募集したところです。しかし、限られた社会福祉法人で手が挙がるどころが 1 か所しかなかったということです。もう一つ、小規模特養の特徴としまして、単独の 29 人の特養であれば、採算面でなかなか難しいということもありまして、単独で小規模特養が 1 か所しか手が挙がらなかった状況にあります。結果的に、手が挙がらないということで計画に見合う募集ができなかったことは重く受け止めておりますが、第 5 期においても計画に位置づけられるとすれば、今回の結果を基に経験を生かして、そのあたりは何とかうまくいい方法をとりたいというふうに考えております。

#### ○中島委員

一般質問の答弁では、各施設の待機数は、特養は 2 年半前の平成20年 5 月の調査結果で 933 人ですから、現在ではもっと増加している可能性があります。老健施設は 123 人、介護療養病床は 60 人、グループホームは 61 人で、こちらは本年 3 月の数と聞いております。施設建設は、今説明があったように、22 年度、23 年度分の特養の 2 か所以外はすべて凍結、その 1 か所もできないと。こういう待機者に対して施設サービスを提供できない分はどうするのかと聞きましたら、居宅サービスの充実で対応するとの答弁になっていました。具体的にどういうふうに間に合うというふうに考えているのか、お聞きしておきたいと思います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

待機者の実態等でございますが、今一番問題になっているのは、特養の待機者が 933 名で、実人数でいるというのが平成20年 5 月の調査でございます。当時の内訳としましては、在宅で特養をお待ちの方が 225 名、在宅ではなく、医療機関ですとか老健施設、有料老人ホーム等で特養を待っている方が 708 名です。割合にしますと、在宅で待っている方が 25 パーセントで、施設等で待っている方が 75 パーセントです。要介護度別でいきますと、要介護 1 が 221 名、要介護 2 が 234 名、要介護 3 が 259 名、要介護 4 が 154 名、要介護 5 が 65 名で、要介護 1 から要介護 3 までが 77 パーセントを占めており、要介護 4 から要介護 5 は 23 パーセントという比率になっております。

何を言いたいかといいますと、実は、この 933 名という待機者の実態がどうなのか、本当に特養に一日でも早く入りたいという方が何人いるのかという中身の問題が一番ではないかというふうに考えています。第 5 期介護保険事業計画に向けましては、特養の待機者の調査をするとともに、緊急度の高い待機者がどのくらいいるのかを調査し、当然、居宅サービスも同時に進めるとともに、この内容をまず調査するのが一番ではないかというふうに考えています。

#### ○中島委員

本会議では、在宅の要介護 4、要介護 5 の施設待機者は 29 人との答弁で、この中身であれば、特養を 1 か所つくれば対応できるとおっしゃっていました。この 29 人という数は、今のような調査で 2 年前に出た数字ですか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

29 人とは、平成20年 4 月に 21 年度からの第 4 期介護保険事業計画を策定するために、道からの調査に基づいて数字を出した実人数 933 名に対して、要介護 4、要介護 5 で在宅の方が 29 人という数字でございます。この数字については、21 年 6 月に国から同様の調査が来ておりまして、同じような報告をしている次第でございます。

#### ○中島委員

本日の新聞報道では、全国的には特養の待機者が 40 万人ということで大変問題になっています。どれだけ切迫した入所希望者がいるかどうか为主要な問題ではなくて、介護保険サービスとして要介護度が認定されても、希望するサービスが利用できないという実態が絶対的にあることが問題なのです。そういう点では、公的介護保険制度としての役割は半ば崩壊状態と言っていいと思います。何よりもその大きな原因は、国が施設拡大について一定の基準を設けて、許可というか、点検というか、希望どおりにはつけれないという背景があるわけです。そういう点で、

私たちは、実情に応じた施設並びに在宅での介護サービスの利用がきちんと要介護度の実態に合わせたサービスが提供できるような介護保険制度にするべきだということを一貫して言っているわけですが、この施設問題はその矛盾の最たる結果だと思うのです。小樽市内で単独で努力する範囲はあるとは思いますが、29人に限らないで、希望される皆さんの実態を把握しながら対応するために努力していただきたいと思いますが、いい方法はないのでしょうか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

いい方法というか、名案というのではないかと思うのですが、第1回定例会でも何回か議論されていますとおり、やはり、給付と負担のバランスが一番重要になると思います。特養の待機者がいる、又はサービスを使いたい方がたくさんいる中で、給付を膨らませていくと、皆さんにかかる保険料の負担が非常に大きくなります。介護保険は、医療保険と違って7人に1人しか使っていないため、給付が膨らむと使っていない6人の負担も膨らむことはなかなか理解されない状況もあり、負担の部分で市民からの合意がなかなか得られない状況があります。

介護保険制度は平成12年にできてからまだ10年ちょっとしかたっていないので、その辺も、やはり市の周知が足りない部分もあるでしょうけれども、施設に入りたいという希望者にとってどの方法が一番いいのか。昨日、井川委員の質問にも部長から答弁していますように、特養が一番いいのか、若しくは高齢者専用賃貸住宅で24時間見守り等で対応する考えもありますし、そのほかに24年度からは24時間巡回型のサービスも創設される動きもありますので、そういう新しいサービスの動きを見ながら、どの方法が一番いいのかということを第5期介護保険事業計画で決めていくのが一番いい方法ではないかというふうに考えています。

#### ○中島委員

議論をしたらちょっと長い話になるのですが、このぐらいにしておきますが、基本的には、サービスをとるか、保険料の値上げをとるか、国民に迫るような仕組み自体に問題があるということが一つです。それと、24時間型も含めて、お金を出さないでいいサービスができるわけがないのです。国として、お金は出さないという方針が一貫している以上は、いくらどんなサービスを並べても形骸化したサービスにならざるを得ないことは指摘しておきたいと思います。

最後に1点だけ聞きたいのですが、介護サービス事業者の介護職員処遇改善交付金の申請率について、全国の86.7パーセントに対して、小樽市は84.5パーセントと2パーセントほど低かったようですけれども、申請をしなかった理由については処遇改善にならない職種との関係ということでしたけれども、この辺のことを少し詳しく説明してください。

#### ○（医療保険）主幹

介護職員処遇改善交付金の申請率が小樽市は84.5パーセントと全国よりも低いということで、未申請の理由なのですが、厚生労働省と道でそれぞれアンケート調査を行っており、大体同じような結果が出ております。主な理由を三つ紹介させていただきますけれども、一つ目は、対象の制約のための困難です。これは、同じ介護事業所に働いている職員でも、介護職員のほかにケアマネジャーとか看護職員などがおりますけれども、この交付金の対象は介護職員だけということで、特定の職種だけの賃金は上げづらいという理由があります。特に、介護療養病棟などでは看護職員が多いので、そういった傾向が強いということです。

それから、二つ目は、平成24年度以降の取扱いが不明ということで、この交付金は24年3月までの時限措置がとられたために、交付金が続くのかどうかかわからないということで、申請しないという理由です。

三つ目は、事務作業が煩雑ということで申請しない事務所もあるというふうに向っております。

#### ○中島委員

私は、一般質問のときにも、市内事業者の意見ということを出しましたが、介護報酬の矛盾とか地域の利用者との関係で事業者負担がかなり多いという問題があると思いますが、これについては、改めて実態調査も検討

していただけるということだったので期待しておりますけれども、市内の事業者の中で、特にヘルパー派遣事業などは経営が大変厳しいと聞いております。昨今、事業廃止になった件数などについては把握しているでしょうか。

#### ○（医療保険）主幹

介護事業所の廃止の件数ということですが、所管の後志総合振興局に確認しましたところ、訪問介護事業所では平成21年度で3か所、22年度で1か所となっております。

---

#### ○北野委員

##### ◎一般会計補正予算の病院への繰出しについて

議案第20号一般会計補正予算の病院への繰出しに関して伺います。

市立病院改革プランの5ページに一般会計による経費負担の基本的な考え方が述べられているわけですが、今度の繰出金は新聞にも大きく報道されたこともありまして、市民の間からは、一般会計からの繰入れを繰り返す行うのは納得いかない旨の意見が私どもにも寄せられているのです。それで、なぜ繰り返すこういう意見が出されるか、病院局はどういうふうに認識されているのですか。

##### ○経営管理部次長

繰出金については、改革プランを策定するにあわせて三つの考え方をもちました。一つ目は、基本的な繰出金ということで、交付税の基準財政需要額となるルール分や、繰出基準に基づいてルール化されている制度上の繰出金です。それから、過去の不良債務を解消するための特例債の返済と不良債務として残った分の繰出金、それでも足りない部分について財政支援に対する繰出金という分けをしたわけですが、実際にこれを運用しながら平成20年度、21年度は病院の医師が不足する中で、どうしても財政支援の繰出金の補正をお願いし、そのたびに総額としての繰出金が報道されます。報道の見出しをよく見ていただくとわかると思うのですが、追加で2億9,600万円とか、総額27億円とか、そういう総額のみがクローズアップされて、改革プランをつくったときの負担の内訳だとか交付税措置がどれぐらいされているか、そういうところの報道がないのです。また、病院局としての情報発信も不足しているというところもあろうかと思っております。

##### ○経営管理部長

今、次長が申したとおりですが、北野委員の御指摘というのは、市民から見れば、民間病院は繰出しなしでやっているのではないかと、そういうところが素朴な疑問だと思いますので、なぜ毎年繰入れをしなければ運営できないのか、そのような疑問があるのかと思います。

#### ○北野委員

お答えいただきましたけれども、そうであれば、病院側からの情報発信が足りないということなのだけれども、広報おたるで地域医療を守るためになぜ繰出しが必要なのかという、この問題の特集を行ってないでしょう、簡単な説明はやるけれども、改革プランの5ページにある基本的な考え方だけを載せてもわからないと思うのです、一般の方は。だから、私は、前からこの問題については地域医療を守るために必要な経費は持たなければならないという立場で質問させていただいていますが、時間もありませんので、あなた方の言葉を使えば、病院局による市民への理解を求める情報発信ですね、これはやはりもっとわかりやすく、的を射たことをやっていただきたいということは要望しておきます。

次に、今回の補正にかかわって、私のほうにも皆さんのほうにも行っていると思うのですが、市立病院は赤字の診療科目を持っているから繰出しは当然だと言っているけれども、民間の病院でも同じ診療科目で赤字になっていない、どうして市立病院だけが赤字になるのだ、こういう疑問が出されるわけです。こうなると、医療の専門の分野ですから、私どもが軽々に説明するわけにはいかないです。並木病院局長からはいろいろ聞いているのですが、その受け売りでしゃべるのもまた誤解を招きますから、改めて、政策医療で繰出基準が設けられている診療

科目ごとに、なぜ赤字が出るのか、病院局の見解を求めたいと思います。

### ○病院局長

小樽病院の実情を踏まえまして御説明させていただきます。

まず、いわゆる政策医療の中には、民間医療で行っている診療もあります。しかし、結核医療や感染症医療は法律で措置入院や命令入所の制限などがあり、普通の医療とは異なるものでございまして、現在では公立や公的病院が担ってございまして、小樽病院でも、今、結核病床が15床ありますけれども、新市立病院では4病床にすることにいたしております。それから、救急医療についてですけれども、これは医療職員の24時間体制での待機や空きベッドの確保という不採算の面があります。当市でも行っているように、民間病院に対しましては補助金制度がありまして、それに対応しているところでございます。当病院は、災害拠点病院でもありますし、2次救急あるいは3次救急の医療に力を入れていきたいと思っております。それによりまして、今、ヘリポート等を含めて民間にはないような体制をとって、住民の安全のために担っていきたいというふうに思っております。

なぜ1次救急をしないのかということをよく聞かれますが、救急には、1次、2次、3次がありまして、1次救急の患者はその1割ぐらいしか入院の必要がないのです。その患者が2次救急の病院に行って、2次救急で受け入れるべき患者の治療ができないという大きな問題が起こりまして、ここだけではなくて、苫小牧市でも函館市でも急病センターを設けて、そういう病院は1次救急をやると。それから、手術が必要な場合は2次救急の病院でやるというスタイルになっております。

それから、精神医療につきまして、日本では民間病院が多く担っておりますけれども、外国では国などの公立の施設が担っている例が多い医療分野であると言われております。精神医療は、一般的に入院期間も長くて、経営上の利益を求めて、早く帰したりしますと、ともすれば個人の人権問題やいろいろな身体的な問題が起こりやすいと言われております。そういう中で、本市の医療センターでは、精神救急の受入れを行っておりますし、その患者が何か身体的な症状を持っているような、内科的疾患などを持っている患者を入院させるようにしております。したがって、ほかの施設よりも施設基準を上回る15対1の看護体制で行っています。最もほかの民間病院はそういう形ではない形で行われておりますので、そういう意味で人件費は多くかかっているのではないかと思っておりますが、よりよい、質の高い精神医療を行えると私は思っております。

もう一つ、最近もそうですけれども、例えば、電気ショック、けいれんショックを無けいれんでやるには、やはり麻酔科がある病院でなければできません。そのために、医療センターに入院させて、終わったらまた帰すというような形でやっております。

もう一つは、子供の精神医療ですけれども、これも非常に時間がかかります。ですから、採算が非常に合わないということですが、これも非常に需要があり、これに対しても行っています。

なお、これをやる医師が4月からいなくなるのですけれども、2月に私どもがまた教室に行きまして、引き続き、できるだけ続けてくれるようにというお願いをしてきたところでございます。そのようにして、不採算的なところがあると思っておりますけれども、質のいい精神医療をやっています。これは、担当している精神科医も私に言っております。

それから、高度医療につきましては、近年では民間の大きな病院でも高度な医療検査機器を備えるようになりまして、これもすべて採算が合うかどうか、そこを頭に入れて機器を入れるわけでありまして、採算が合わないとすぐにやめるわけでありまして、例えば、私どものところでは、がんの放射線治療機がございまして、これは小樽・後志ではここにしかございません。恐らく、これは民間病院では扱わないだろうということでもあります。

もう一つ、高度な医療、質の高い医療をやるには、どうしても一つの科だけではできないわけです。各科の専門的な人たちが集まってのチーム医療が必要であります。これは、集学医療という言葉でも言っております。例えば、婦人科でリンパ腺の大きな手術をします。そのときは、やはり大出血するわけですから、血管を損傷した場合には

血管外科の医師が入ってこなければだめだし、腸を損傷してしまいますと外科の医師がいなければなりません。よく尿管を切られるのですが、そのときはやはり泌尿器科の医師がいなければなりません。さらに、そういう重症患者というのは術後が大変ですから、それをきちんと見てくれる麻酔科の医師もいなければなりません。そういう高度な医療をやれるところは、やはり小樽病院しかないわけです。実際に、この 1 月、2 月にもそういう症例を我々は扱っておりますので、それはやはり、小樽病院にしかできないというふうに思っています。

それから、例えば、がんの医療ですが、私どももがんを拠点病院でやろうと思って今頑張っておりますけれども、これも緩和ケアチームというものが小樽病院にありまして、これは、症状、特に痛みをコントロールするのですけれども、麻酔科の医師、それから、精神科の医師、認定している看護師とか薬剤師がいて初めて緩和ケアチームをつくれるのです。こういうことができるのも小樽・後志ではこしかなないわけです。そういう高度な医療を小樽病院ではやっているというふうに私は自負しているところであります。

それから、リハビリテーションについてでございますけれども、これは、今、作業療法士やリハビリ療法士を多く配属することによりまして、診療報酬も高く請求できます。いわゆる回復リハですね。今、民間もここに飛びついていっているわけです。といいますと、急性期医療は、経費がかかりすぎて民間ではもうできなくなってきたのです。それで、こういう回復期や慢性期に移って、そのほうが経営としてはいいわけです。実際に、函館地区はもう既にこれでやっております。私どもは、リハビリテーションの中でも、整形外科だけではなくて、肺理学療法とか、そういうものも取り入れて、ほかのところにはないリハビリテーションを小樽病院でさせるということにしているわけでありまして。

それから、小児医療及び周産期医療は、非常に少子化になっておりますので、あちらこちらの病院ではなくて、設備の整った病院でやるべきでありまして、今、小樽地区で手を挙げているのは協会病院でありますので、そこでしっかりやられるのがよろしいのではないかと思います。今、お産の数も、二つの大きな病院でやるほどないわけですが、小児や新生児を含めて重症患者の場合はそういうところで扱って、それには必ず複数の婦人科医、小児科医が必要なのです。それを確保できているのが協会病院でありますので、我々も、再編・ネットワーク化協議会のときに、それぞれの病院の特徴を出しましょうということで協会病院にお願いして、そこに対して市からの助成が加わっていっているのではないかと思います。

もし、後志地域に産科救急がありましたら、小樽病院のヘリポートを使ってすぐにそこへ行けばいいわけです。そうしますと、すごく短時間で患者が行けます。我々がヘリポートをつくるのは、小樽病院のためだけではなくて、協会病院あるいは済生会病院も使えるためにヘリポートを用意するという計画を立てたわけでありまして。

いかんせん、こういう交付税を受けられるのは、私ども自治体病院として非常にありがたいことだと思っております。それを最大限活用してこれからやっていかなければなりませんけれども、私どもはそれに甘えてはいけなと思っておりまして、両市立病院の職員にはそういう実情などを、今、両市立病院はこういう状況にある、議会等ではこういうことを要求しているということを今盛んに言って、我々の意識改革もしていかなければなりません。そういうふうにして、これから頑張っていきたいと思っております。

もう一つは、二つの病院が一つになることによりまして非常に経費が削減されます。概算で 2 億から 2 億 5,000 万円の削減ができるのではないかとされています。そういうところもありますので、とにかく早く、スムーズに、病院の統合新築に向けてやっていただきたいというのが私のお願いであります。

#### ○北野委員

今、るる御説明をいただいたのですが、経営管理部に伺いますけれども、今、並木局長から詳しくそれぞれの診療科目ごとに説明がありましたので、押さえている年度で結構なのですが、各診療科目で出ている赤字はこの診療科では幾ら、この診療科では幾らというふうに押さえていますか。

### ○経営管理部長

以前から話していますように、今、収入は診療科ごとに出すことができるようになってはいるのですが、費用をどういうふうに診療科ごとに分けるか、それがまだできておりません。今、DPCが入りますと、そういうことの影響も非常に大切になってきます。そういう意味で、診療科ごとに、例えば内科は幾らの黒字で、〇〇科は幾らの赤字、そういうような分析はできていないのが実情でございます。

### ○北野委員

これは、前から私の質問で指摘しているのですが、コンピュータが古くてできないのだと言って逃げ回っていますけれども、やはり市民から見ればそういう点の納得が得られていないのです。だから、今、現状がそうだとすることで前回の繰り返しの答弁ですから、これ以上質問をしても意味がないので、これは指摘だけにとどめておきますけれども、できるだけ早い期間に明らかにしていただきたい、そのことが地域医療を守るための繰出しその他に市民の合意を得られるのだと思います。

ところで、市長に伺いますけれども、代表質問でも伺ったのですが、平成5年度から11年度までの7か年間、一般会計からの繰入れは基本的にはやめてしまいましたね。調べたら、7年間で2億円ちょっとしか入っていないのです、全部含めて。だから、志村元市長の時代の億単位の繰入れと比べると、ここで結局、理事者側からの説明にもあるように、49億円の累積赤字がこの7年間で出たと。そのうち、44億円が返済不能の不良債務に転嫁したというお話です。新谷前市長の7年間ですけれども、周りには幹部がいっぱいたと思うのだけれども、殿に御意見する幹部はいなかったのですか。不思議でしょうがないのです。44億円の不良債務がなかったら、病院問題は、一般会計がこういうふうに苦しい中でこんなに七転八倒することはなかったと思うのです。この44億円は、本来は一般会計で全部持つべきものだからと、ここの改革プランでもそういうふうに述べているわけです。

ですから、ここまで来てこういうことで苦しまなければならないときに、新谷前市長は3期12年おやりになっているのだけれども、殿に御意見する人は一人もいなかったのかと不思議でしょうがないのです。私は、このときは議員ではないから何とも評価のしようがありませんけれども、それぞれ病院とか財政にいた人は、もうみんないなくなっているのかな。ちょっと不思議でしょうがないのです。この話をすると、何でそういう市長の暴走をとめることができなかったのかとみんな言いますよ。そんな会社だったらつぶれてしまうと。意見は意見として社長に述べる、そういう幹部がいなかったら、会社自体がもたないのだというふうにおっしゃっていますよ。だから、その限りでは一理あると思います。これは、新谷前市長の後継者として山田市長が5団体から推薦を受けて市長をおやりになってきたわけだから、まず、市長の見解を伺いたい。

### ○市長

私は、平成9年度に総務部長を拝命しまして、取りかかったのが行財政改革です。当時、平成8年度までに大綱ができ上がりまして、私の代になって行革で具体的に何をやるかという項目をたくさん並べて、その中に病院の改革がありました。病院はこのままではだめだということで、当時の市長の命を受けて、おまえが行革を進めろという話でした。それで、両市立病院を何とか一本化できないかという話もしましたし、現に、当時の両病院長をはじめ病院関係者、そして事務方も含めて検討委員会をつくって、第二病院を小樽病院に統合できないかという具体的な検討までやりましたが、結局は、施設の老朽化、あるいはまた、第二病院の特殊性といいますか、心臓血管外科や精神科を持っているということもあって、なかなか現小樽病院に第二病院の機能を持っていくわけにはいかないという話で推移してきたわけです。それで、これはどうしても新市立病院をつくらなければだめだという結論になって、私が市長に就任したわけです。

当時の財政状況については、私も財政を担当していませんので詳しくはわかりませんが、どういう経過でここまで来たのかというのは非常に不明です。夕張市も同じだと思いますけれども、こういう状況に対して、庁内、内部でのチェック機能が働いていない、あるいはまた、悪いのですけれども、議会でのチェック機能はどうだった

のかということも夕張市では言われています。そういうことで、当時の方はほとんどいけませんので、ほとんどの方はわからないと思うのですけれども、そういうチェックができなかったということは非常に残念に思います。私にしてみれば、私はよくとめたと思いました。もし、とめないでそのまま行っていたら100億円の赤字になっているのではないか、それぐらいの思いで、私自身は、非常に厳しい一般会計の財政状況でありましたけれども、繰入れをして何とかここまで来ました。何と言いましても、やはり、こういった財政状況を、目をとじないでしっかり見つめていくことが必要ではないかというふうな感想でございます。

**○北野委員**

質問を予定していた財政の問題については、前段で時間を食っていますからできなくなりましたので、これは後日に——後日と言ってももうないのですが、また機会が与えられたら質問させていただくことにします。

病院の問題ですけれども、今、新市立病院の建設が佳境に入ってきているだけに、市民の目はいつにも増して、新市立病院の経営がどうなるのか、それから自分たちの願いにこたえた病院になるのかということ、非常に関心が高いわけです。そういう点で、先ほど、いわゆる公立病院として民間では担えない不採算医療を行っているということについて、もっと具体的にわかりやすく展開すると、同じ診療をしている民間病院に、担当では失礼に当たるから言いづらいということもあるかもしれませんが、手術の水準の違いや何かもありますから。私どもは、そういうことは理解しているつもりですから、そういう点で、病院をめぐる問題について、ここまで来て新市立病院に関心が高まっている以上、心してかかっていたきたいということだけ要望しておきます。

**○委員長**

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時33分

再開 午後 2 時49分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

---

**○大竹委員**

**◎忍路漁港について**

私から、代表質問にかかわった部分で、ちょっとわかりづらいことがありましたので、お尋ねいたします。

忍路漁港整備の関係でございます。これは、係留設備、荷さばき地、藻場造成等ということで予算化されているわけですけれども、これにつきましては物揚場56メートル、船揚場25メートル、西防波堤15メートルとの答弁でありました。この西防波堤の15メートルというのはわかるのですけれども、物揚場と船揚場について、どういう幅でどうなっているのがちょっと見えなかったものですから、これについてお聞きしたいというのが1点です。

それから、平成23年度に調査、測量、設計を行うということで事業費も出ており、26年度に完了予定との答弁ですけれども、ほかの部分では23年度、単年度でやる部分もあるでしょうし、それから23年度、24年度の2か年で実施するというものもあるのですけれども、ここで26年度ということが言われていますので、この年度については残りの部分で何と何があって26年度になるのか、あるいは、これは1年前倒しになるのかどうかということも含めてお聞きしたいと思います。

**○（産業港湾）水産課長**

物揚場と船揚場の数値でございますが、これは延長でございます。

また、事業年度が平成23年度から26年度ということについてでございますが、忍路漁港整備関連の事業年度は、漁港の整備事業が23年度から26年度、そして23年度には調査、設計等を行いまして、本体の着工は24年度から26年度に行うということでございます。

また、雨水側溝の敷設事業につきましては、23年度の単年度、それから忍路区域の藻場造成事業につきましては23年度と24年度の2か年度ということと考えてございます。

#### ○大竹委員

私は、以前も忍路漁港の問題について、後志支庁の水産課といろいろな話をした中で、その当時は、設計調査をした後、すぐにかかって2年で上げたいということの水産課長からも聞いたことがあったのですけれども、それがあったので、今、もう一年度前倒しということをお聞きしたのです。でも、内容によって、あるいは予算のつけ方によっては縮小した形の中でやれる可能性も残しているというとらえ方でいいのでしょうか。

#### ○（産業港湾）水産課長

この漁港の整備につきましては、昨年までは平成27年度までの5か年度の事業としてとらえていたのが、今般、漁村再生交付金事業ということで、道から示された年度が1年繰り上がって、26年度と1年間短縮という形で整備したいということで聞いている次第でございます。

#### ○大竹委員

そこで、平成23年度は調査、測量、設計となっていますので、これはその時点を過ぎなければ出せないかもしれませんが、今の予定としているのは、この区域で幅はどのぐらいであるとか、どこをやっていきますとか、藻場造成についてはどこの部分でどういうふうに行っていくかということを示すことはできないのですか。

#### ○（産業港湾）水産課長

まず、平成23年度の予定といたしましては測量、設計等を行うということでございます。24年度につきましては、現在、施設の測定がございまして、それを取り巻くように、物揚場の整理並びに埋立てを行う形になってございます。そして、25年度につきましては、物揚場前の泊地のしゅんせつ、26年度につきましては船揚場の整備と船揚場前面の泊地のしゅんせつという形になってございます。

これらの形につきまして、後日、図面等で示すことは可能です。

#### ○大竹委員

それで、一つだけ確認しておきたいのですけれども、以前からやっている静穏度調査については、平成22年度で完成ということで作業が進められていたと思うのですけれども、それはどうですか。

#### ○（産業港湾）水産課長

平成21年度に完了してございますので、それを基に静穏度については確保されるという形で計画しております。

#### ○大竹委員

それでは、位置的なものは後でまたお知らせ願えればと思います。

#### ◎地籍調査について

次に、地籍調査の件でございます。これについては、行政経費の道路橋りょう総務費、あるいは都市計画調査費ということで、それぞれ今回取り上げる部分があるのですけれども、例えば、資料のデータ、境界確認のようなことをするならば、地籍調査をすることが一つきちんと決まっていたとすると、これがその図面に全部反映されるので、市民がここはどうですかと見に来たときに、それができていると確実に示すことができます。現状において、その辺はアバウトな部分で示すよりほかはないのだらうと思いますので、ぜひ、こういうこともあわせながら、地籍調査をして市民ニーズにこたえるような状況を早急につくっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

### ○（建設）用地管理課長

地籍調査についての御質問ですけれども、地籍調査自体は、一筆ずつの土地をすべてはかつて確定していくというような作業です。ですから、現在、民間の方などが来られて道路との用地境界確定なども市に提出しまして確認するということをやっているわけですけれども、最終的には、地籍調査が行われて、それがすべて確定されたということで、その資料が登記所に送付されることになれば、そういう作業が効率化されることになります。

そういう意味で言いますと、地籍調査自体は、その土地境界のトラブルの未然防止だとか、土地の円滑な取引とか、そういうようなことに対しても効果があるものですから、いろいろ課題はありますけれども、重要な、有効な事業の一つだというふうには認識しております。

### ○大竹委員

それで、実際に私の近くであった問題なのですが、国道拡幅によりましてその位置を決定され、測量もされて、登記もされたということがありますけれども、その後、それを基にして小樽市が現在使用している道路が民地に入ることがあって買上げをしている事実があります。そういうことがあって、全部ずれていることによって、その次の土地については小樽市の用地だから買ってこれというところまであります。その先に行きまして、以前に記した用地境界ぐい間違っているとされていることになると、何を信用していいかわからないということがあります。

それと、私も、縦横を全部、基準点から測量してもらいまして、以前の図面と比較いたしました。以前の図面は縦横のメートルが全部入っております。でも、それも現状から測量すると、完全に数字がずれてくるわけです。それが間違いだということで戻ったとするならば、数字がぴたりと合うようになっている、そういうようなこともありますので、先々そういう間違いがないように、本来であれば小樽市が買わなくてもいい土地を買ったのではないかとこの部分もあるにはあるのです。それがどうだったかというか、きちんと確認しなければいけないのですけれども、国が一つ決めたことがあるので、それに従わなければならないという測定の仕方でもせざるを得ない現状もわかりますけれども、それがあまりにもかけ離れたような状況でありますと、市民の財産の問題まで含まれてきますので、そういうことをきちんとするためにも、地籍調査は国の金がほとんど入るような状況ですから、早急に進めていただくべきだと思うのです。市内の測量業者の問題も含めて費用がかなりかかりますけれども、それは国が補てんすることが決まっていますから、一つの雇用の促進、あるいは事業の促進も考えたときには、そういうことに向けて積極的に取り組むべきだと私は思うのですけれども、いかがですか。

### ○（建設）用地管理課長

地籍調査については積極的に事業に取り組むべきだというお話ですけれども、先ほども申しましたとおり、地籍調査の必要性、有効性については十分認識しております。ただ、地籍調査自体がかなり長期間にわたりますし、大規模な事業にもなります。そういう意味で言いますと、庁内の体制づくりから、ほとんど国の費用でというお話もありましたけれども、実際は補助対象にならない部分もございますので、そこら辺の財源的なお話もあります。そこら辺の課題をどのようにクリアしていくのかということを見極めながら、事業に取り組むべく検討していくことになるかと思えます。

### ○大竹委員

財源的にどうのこうのと今申しましたけれども、そこまでの調査までは行っていないのが現実だと思います。

それで、人口10万人以上の都市の中でやっていないのはどこの市かというのは、前に新聞にも出ていますし、それに向けて積極的にやるのが、国の金で地元の産業自体のプラスになるということが当然考えられますので、無条件で出てくるとは思いません。地元負担もあると思いますけれども、その負担割合を超えた中の需要が出てくるということがありますので、積極的に進めていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

## ○建設部長

地籍調査でございますけれども、今までもいろいろな議論がございました。議会でも陳情が採択されている要望でもあって、我々の必要性、それから、これから小樽市のいろいろな行政を行う上でも重要性というものは理解しているところであります。

今、課長からも申し上げましたとおり、全道的な住居区の調査をいたしました。そうすると、いろいろな課題だとか問題点を我々も把握してきている状況にあります。そういった中で、今一番大変だと思っているのは、やはり、どういう調査体制を組むかということで、人の問題というのは非常に大きいです。例えば、旭川市では7人ぐらいの実行部隊をつくっているということで、どこの市町村でも三、四人の専門の部署を設けている状況がございます。

そういった部分では、建設部が財政部にお願いして予算をつけてもらってすぐに進む状況でもないことがはっきりわかってきておりますし、庁内的に体制構築といった部分もあります。重要性や課題というのは非常に理解しておりますので、そういった部分を整理しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

## ○大竹委員

積極的に進めていただきたいと思います。私も、実際に余市町の地籍調査にも立ち会いましたし、どういうスタッフでやっていたかも知っています。いろいろな問題はあろうかと思いますが、市民サービスという点からも、税金を投入して、どのぐらいの効果があるかということを考えると、積極的に進めていただきたいということを申し添えて、私の質問を終わります。

---

## ○鈴木委員

私からは小樽の教育について、何点かお聞きしたいと思います。

### ◎全国学力・学習状況調査について

まず、昨年行われました全国学力・学習状況調査の結果が大体まとまったということで、市のホームページにアップされているわけですが、前回、私が質問したときに、北海道は全国の中で下から数えて2番目とか3番目という状態でした。そして、支庁別では、後志支庁は北海道の中でも低いです。そういう中で、子供の人口が一番多い小樽市が後志支庁を引っ張っているわけですから、小樽市の基本的学力はかなり下ではないのかという質問をしました。

そこで、いろいろな手を打って、学力を向上するように心がけているということでございましたので、今回、その全国学力・学習状況調査につきましてどういう結果が出たのかをまず教えてほしいと思います。

### ○（教育）指導室主幹

平成22年度の全国学力・学習状況調査の本市の結果についてでございますが、全道と同様に、確かに厳しい状況であるということは真摯に受け止めておりますけれども、改善も見られており、本年については全道とほぼ同様の結果ということをお知らせしているところでございます。

### ○鈴木委員

今のお話にありましたとおり、全道の平均に追いついたということですね。そして、全道は、たぶん今年も45位という状況ですから、やっと下から数えて何番目かの平均に追いついたということでございますので、今でもその状況は極めて厳しいと思っております。その件に関しまして、自覚といたしますか、まずどのようにお考えかを伺います。

### ○（教育）指導室主幹

ただいま委員がおっしゃいましたとおり、大変厳しい状況であるということは真摯に受け止めております。

また、このことにつきまして、これまでも答弁させていただいておりますけれども、市教委では学力向上に向けたさまざまな取組を進めているところでございます。

### ○鈴木委員

それで、もう一つデータがあるのですが、2011年度の北海道の各高校、高専の偏差値を学科別にランキングした表が、ついこの間出たのです。

まず、小樽潮陵高校があります。なぜ潮陵高校を持ち出すかといいますと、もちろん道立でございますので小樽市の範疇ではないのですが、これは入学偏差値でございます、その高校に入る直前の中学生の学力をはかったという判断であります。それで、今、大きな都市からいきますと、札幌、函館、釧路、室蘭、苫小牧、旭川、帯広、滝川、北見の次に小樽なのです。今申し上げましたのは、各市とか地域で一番の進学校がありまして、それがこういう順番できているわけです。小樽潮陵高校に関しましては偏差値が58、一番上の札幌南高校の偏差値が70ということでございます。まず、ここにいらっしゃる市の方も潮陵高校卒業の方がかなりいらっしゃると思いますが、私が小さいときは、いつかは潮陵、何とか潮陵と、本当に潮陵を目指して勉強に励んだという思いがあります。なおかつ、親戚のおじに言わせると、北海道で5本の指、10本の指に入るすごくいい高校だと聞いていたのです。ところが、今では、学科別でいきますと全道で65番目です。そして、高校だけでいきますと全道で40位です。今のそういう状態というのは、すべて基礎学力が伴わないというところに端を発しているように思うのですけれども、その点についてはどうお考えですか。

### ○（教育）指導室主幹

今、委員がおっしゃいました高校の教育につきましては、私どもで答弁できる範疇ではございませんが、小学校、中学校と義務教育から送り出す高校に向けて、確かにその基礎を担っているのが義務教育でございますので、そこについては、これまでどおり学力向上に向けて進めていかなければならないという意識は持っております。

### ○鈴木委員

向上に向けてというのは何回もお聞きしているのですが、具体的に何か年計画ということで、どの程度まで基礎学力を上げるのかという目標はないのでしょうか。例えば、今回の全国学力・学習状況調査で45番なら、何年以内に30番以内に入ろうというぐらいの目標設定をお考えではないのか、お聞かせください。

### ○（教育）指導室主幹

これにつきましても、目標として、今、指標として持っておりますのは、第6次小樽市総合計画における学習意欲という部分でございます。実は、学力につきましては、学力の三つの要素が定められておりますけれども、その中の学習意欲というのも学力の位置づけの一つでございます。この学習意欲が高くなければ、子供たちの学力は向上しないということで位置づけられているものでございまして、その中で、平成30年度までに何とか国語や算数、数学が好きだという子供が60パーセントになるようにということの一つの目標にしております。そのためには、やはり学校で子供たちがわかる授業だとか楽しい授業、そして本当に学んでいて意欲を持てるようにするということが一つありますので、そこに向けてどうやってやったらいいか、指導の部分で私どもは一生懸命研修会を行ったり、授業改善に向けた指導・助言をさせてもらっているところでございます。

### ○鈴木委員

実際問題は相当なわけです。先ほど話しましたとおり、昔という言い方はおかしいですけども、以前は本当に教育レベルが高かったというか、小樽の子供たちは基礎学力ができていたと思っているのです。それがここまで落ちた理由についてはどのようにお考えですか。

### ○教育長

実は、私は昭和21年生まれですけども、私の世代の学力テストというのは、今は全国学力・学習状況調査と言いますが、ほとんどが全国版でやっていたというのは、一時の反対もあったせいとか、ずっとこれまで30年も40年もそういう結果がわからなかったわけです。ですから、北海道全体も、北海道の子供たちの学力が本当はどのぐらいあったのかということを十分わからないまま、この四、五年前まで来たわけなんです。

今回、これを行った結果、やっとな北海道的子供たち、小樽の子供たちの学力はどうなのかということがわかった段階なのです。ただ、残念ながら、順番の話もございましたし、目標の話もございました。どちらかという勘違いされているのですけれども、学力のコンテストではなくて、国が出している学習指導要領の目標にどこまで行っているのか、それが今回の4回やった全国学力・学習状況調査の大きなねらいなのです。

ですから、平成23年4月から小学校で、来年4月からは中学校で学習指導要領の改定になります。そうしますと、もちろん教科書も変わりますので、どんな中身で、どういうふうに行っていくかということで、やはり1年間か2年間は教員に真剣に中身を見てもらって、その次に、子供たちに、この4月にまたテストがございますので、その結果を踏まえまして、自校の課題が何なのか、それを踏まえてどういう方策を打って、どのような学力をつけてやるのかということで、やはり一、二年間をかけなければならないと思います。

今までとはちょっと異質なものとして、例えば全教科で言語活動というものが入ってきたのです。英語と同じように、コミュニケーションの能力を国語でも算数でも理科でも社会科の発表でもつけていくとか、学習指導要領の中には今までとはちょっと異質な目標が入っていますから、それを踏まえてこの一、二年、各学校で課題を見つけながら進めていきたいというのが私の思いでございます。その後、学力なるものをもっと真剣に考えながら、即できるものを強力に教員に指導をお願いしていきたいという思いで今臨んでいるところでございます。

#### ○鈴木委員

今、教育長がおっしゃいまして、誤解をされていると言いますけれども、私は逆に教育長が誤解しているのではないかと思うのです。

まず一つは、今は学力テストをやったから、やっとなわかったのです。逆に、今の言い方でいきますと、昔もそんなに高くないという意味でしょうか。まず、それを聞きたいと思います。

それから、もう一点は、私がなぜ高校の偏差値を持ち出したかということは、結局、中学校までの学力をつけて、高校に入るのです。ある程度の基礎学力ができないということが教育格差になっているのです。例えば、札幌の学校に行きたいとか、どこかに行きたいといっても、基本的に言えばもう基礎学力がないのです。その時点で、小樽の子供たちは、学力の低下を招いて、自分の行きたい高校から少し下がってしまうことになるのではないですか。ですから、教育長のおっしゃるように、後で学力と言いますが、実際問題、ゆとり教育がちょっと一段落しまして、これからはある程度基礎学力をつけていこうという状態なのに、教育長がそういうお考えでよろしいのかということをお聞きします。

#### ○教育長

お答えいたします。

かつての学力と今の私たちが求めている学力とは、かなり質が違います。ですから、昔は高かったとか、低かったとか、今は高い、低いということは一概に比較できないというふうに私は思っています。

それから、高校入試と今回の全国学力・学習状況調査ですけれども、高校入試はあくまでもふるいにかけるためにやるものでございまして、いろいろな落とし穴などをつくりながら学力を見るものでございます。一方、今回の全国学力・学習状況調査は、先ほども言いましたように、学習指導要領のねらいの目標がどこまで行っているのかということでございますので、一概に高校入試の偏差値と全国学力・学習状況調査の偏差値を比べることはできないのではないかと思います。

もう一つ、例えば、小樽の潮陵高校もそうですけれども、国語や英語や数学ではその学校によって問題を選択させているので、全国一律の同じ問題ではないのです。そういう中で、先ほども言いましたように、高校入試というのは何か飛び抜けている学力は何なのか、そういうものを探るためのテストであろうというふうに私は思っています。

繰り返しになりますけれども、学力というのは、例えば計算だとか漢字だとかという基礎的なものだったら今も昔も学力は変わりませんが、やはり、今、私たちが求めている学力と、私たちが小さかったときの学力観というも

のは全然違うのではないかという押さえを私はしています。

#### ○鈴木委員

ですから、何回も言っているのです。そういうお考えの学力もあるのでしょうか、世の中といますか、早い話、今、ほかのところではそれで通じるのかということなのです。潮陵高校の入試の偏差値が落ちているということは、基本的には、ほかの高いところに行こうと思っても、それまでついていけない状態になるのです。ですから、今、教育長がそういうふうに答弁されましたけれども、小樽の考えとほかとは少し違うのではないかと。そういうことで、小樽は偏差値とか学力を置いておいて、取り残されるのはだれですか。やはり、中学生であり、小学生であり、彼らなのではないのですか。だから、その点をいつも言っても空回りが否めないのですけれども、そういう認識でいいのかということをお聞きしているのです。

もう一回答えてください。

#### ○（教育）指導室主幹

今回の全国・学力状況調査の関係ですが、その後の結果を見ますと、各学校の課題はさまざまです。それこそ、いろいろな学校がございます。先ほど教育長も申しましたけれども、それぞれの学校の課題に応じて、私どもは学校訪問もさせてもらっていますし、それぞれの学校に具体的な改善プランを求めて、では、どうしていくのかということも指導・助言させてもらっています。

確かに、住む場所によってというお話がございましたけれども、教員の授業力、指導力を高めることは非常に重要なことです。子供たちに直接かかわる教員がそのことを一番担わなければならないと思いますので、そのために、教育委員会としてはこれまでも研修会を何度も開いておりますし、そのための資料も作成して配付もさせてもらっています。

また、あわせて、家庭での教育は非常に重要なところだと思います。これにつきましては、啓発資料もつくらせてもらって、小樽市PTA連合会の会議でもそのことについて話させていただき、また調査の結果からも子供たちの家庭での学習時間が少ないとか、それ以外に携帯電話の時間が多いとか、いろいろな課題がございます。そういうことを家庭とも協力しながら進めなければ、一概にすべて解決するというにはならないと思っております。

#### ○鈴木委員

今やっと家庭が出てきました。やはり、家庭も一緒になって協力しないと、なかなか学力は上がらない、それは私も本当に思っております。

#### ◎教員の人事交流について

ただ、もう一つ言っていたきたいのは、やはり指導力がまだまだ足りないという教育者の自覚が欲しいのです。

そこで、北海道議会で、昨年10月7日に自民党の方が質問をされていまして、その中に気になるところがありました。教育局の人事要領についての話の中で、名指しで、小樽市は人事交流が少ない、教員が後志の中でも小樽を離れてなかなか出ていけないという答弁になっているのです。その前の段階で、市の教育委員会とよく話をしてそういうことを決めたというふうにも書いてあるのです。その点について、小樽市の教育委員会はどのようなお考えなのでしょうか。道と市の教育委員会とお話ししているというのですから、人事の外へ出る、出ないということに関して、どのような方針なのか教えていただければと思います。

#### ○（教育）学校教育課長

教員の人事異動の関係でございますけれども、基本的には北海道公立学校教職員の人事異動要綱に基づいて、各管内、後志なら後志教育局管内の人事異動要領が作成されております。それに基づきまして、人事異動の内申を市教委から任命権者であります道教委に行っておりますけれども、内申を行う際に、各学校長から意見の具申等はございますので、そういったものですか、あとは学校の年齢構成、男女比、中学校であれば教科の関係といったようなものを考慮しながら、内申権者として道教委に行っているということでございます。

### ○鈴木委員

時間がないのでまとめに入りますけれども、その中で、道の教職員課長が答弁していますけれども、小樽市の教員の人事異動につきましては、後志管内の人事異動実施要綱により実施されているところであり、中略しまして、後志の教育局と小樽市教育委員会の定期協議の場を設けるなどして異動の促進に努めてきたところではありますが、種々の事情がありまして、小樽市はそういう状態になっていますということです。ということは、小樽市教育委員会も、人事交流は、小樽の特殊性といえますか、後志の特殊性ということで、今ぐらいの少ない状態でしょうかというお考えなのかどうかをお聞きしたのです。そういう話をして、道に回答したのですか。

### ○（教育）学校教育課長

今の人事異動の部分につきましては、要綱にもございますけれども、教員の多様な教職経験を積むということも人事異動の目的の中にあります。それで、平成22年度につきましては、小樽から市外に行く人事異動が19件ございます。21年度についても、市外への異動者につきましては23名となっております。これは、管理職も入ってございますけれども、市外への異動につきましては、当然、要領に基づいて行っておりますので、先ほど言った教科等のいろいろな要件を考慮しながら、これからも任命権者には要望等をしていきたいというふうに考えてございます。

### ○鈴木委員

結局、道教委が小樽の人事交流は少ないですということで認めているわけですが、小樽市としてはそれを認めているわけではないという答弁でよろしいのですね。だから、人事交流はきちんとやっていただいて、先ほどの教員の指導力向上はそれがすべてだというふうには思っておりませんが、人事交流も一つの要素だと思っております。ですから、市がこれを納得していると言わなければならない書き方をされないように、こちらからしっかりそういうことは違うと、そして小樽もほかの地区の平均並みにそういうことを望んでいるということを言っていただきたい、そのことだけを答弁していただいて終わります。

### ○教育長

後志教育局の人事要領並びに人事要綱は、最終的には局長決定なのです。その局長決定をするために私どもの意見を聞いているものですから、私どもとしては、例えば4年間向こうに行ったら、4年たったら優先的に、つまりチェンジの人事だとかについては、あくまでもそれに乗るよというのを学校にも指導していますし、局にもそういう考え方はすばらしいのではないかと話には十分させていただいています。ただ、人事も需要と供給でございますので、小樽と後志、小樽と他管内がありますが、向こう側からたくさん、例えば100人も200人も小樽に入りたいといっても、小樽から行く者が100人も200人もいなかったら実際にはチェンジできないわけです。だから、需要と供給という意味で、私どもとしては、十分できない場合には、例えば平成21年度なり23年度なりは、もしそれができないのであればということで、新採用教員をたくさん入れたり、それから他管内で後志を希望する人をできるだけ小樽に入れるという工夫は十分してございます。これまでの小樽の人事とはまた別にいろいろな人が入ってきているというのも現実でございますので、そのところは御理解いただければと思っております。

### ○委員長

自民党の質疑を終了し、公明党に移します。

---

### ○秋元委員

私からは、大きく2点にわたって確認をさせていただきたいと思います。

### ◎生活保護世帯の自立支援プログラムについて

1点目は、昨年第1回定例会の一般質問で提案させていただきました生活保護世帯の自立支援プログラムについてです。

これは、昨年1月に、小樽市の職員も釧路市を視察していろいろと研究、検討されているということで、市とし

でも自立支援プログラムの作成に向けて検討を進めているところですよという御答弁をいただきましたので、質問させていただきたいと思います。

まず、現在の生活保護世帯数と人数、また保護費についてはどのぐらいになっているのか、お知らせください。

**○（福祉）生活支援第1課長**

現在の保護世帯数ですけれども、平成23年2月の状況では、保護世帯数は3,796世帯、5,432人です。保護費につきましては、今年度の予算額では、91億2,900万円となっております。

**○秋元委員**

先ほど、他会派への市長の答弁で、不正受給の話がありました。私もいろいろな市民の方と話をする中で、うわさの域を出ないのですが、さまざまな話を多々聞きますので、昨年質問をした折にもこの不正受給の質問もさせていただきましたし、その中で不正受給の通報や連絡が市長にもあると伺いましたけれども、この不正受給の通報というのは年間どのぐらいあるものなのか。また、どのような手順で廃止などを検討されているのかをお知らせください。

**○（福祉）生活支援第1課長**

不正受給という点ですけれども、生活保護に関する市民の皆様からの通報や苦情などにつきましては、市長への手紙等は置いておいて、原則的には、担当のケースワーカーではなくて相談室で受付をしております。相談室での受付件数ですけれども、今年度につきましては、現在までの延べ件数で90件となっております。

この通報等に対する調査の手順なのですが、通報等の内容はさまざまなものがありますので、具体的な調査の部分が変わってくるのですけれども、例えば車に乗っているという通報があった場合につきましては、その車が住居の近くにあるか、ないかの現地調査をします。それから、民生委員などにどういう状況かという確認をしたり、あるいは、車のナンバープレートから所有者を陸運局等に照会して、被保護者とどういう関係にあるのかということなどを調べたりということをしております。基本的には現地調査とか民生委員などへの関係先調査、それから通報の内容をきちんと確認し、裏づけるという状況の中で、本人からの聞き取りを行って、必要な指導・指示を行うこととなります。

そして、指導に従わなかった場合については、停止、廃止を検討することになるのですけれども、最初から廃止を前提として調査を行うという状況ではございませんので、あくまでも、指導の結果、その世帯に対して何らかの指導・指示を行う必要があつて、それを行ったにもかかわらず、その指導・指示に従わなかったことについては停止、廃止になるということでございます。

**○秋元委員**

苦情などもたくさんいただく中で、生活保護を受けている方がすべて不正受給をされているように思っている方もいらっしゃると思います。先ほど、市長から、パチンコ屋の見回りをするようにというお話もありましたけれども、そういう活動もされているということがわかりました。私が一番思うのは、不正受給されている方がいることで、本当に生活に困窮されて生活保護を受けている方が、必要以上に肩身の狭い思いをしているというふうに感じた部分もありましたので、質問をさせていただきました。

その上で、就業指導員の仕事の実績についても伺いたいのですけれども、平成22年度の実績と就労者数、また世帯廃止については、不正受給での世帯廃止と、自立されて世帯廃止の区別はしていないと聞いたので、まとめて構いませんのでお知らせいただけますか。

**○（福祉）生活支援第2課長**

平成23年2月末現在の数字になりますけれども、就労指導員の就労指導を受けた人の数は延べ432名でございます。そのうち、就労者数は延べ77名で、新たに就労したことを理由として廃止になったのは23世帯となっております。

## ○秋元委員

昨年、伺ったときより大幅に就労指導数ですとか就労者数も世帯廃止数も増えていると感じます。非常に御苦勞されてきたのだと思いますけれども、その中で、平成19年度、20年度、21年度で、ハローワークなども連携されて支援事業のプログラムがあったと認識していますけれども、まずはこの事業内容と、事業を活用して3年間やってきた中で課題がありましたらお知らせいただけますか。

### ○（福祉）生活支援第2課長

これは、ハローワークとの連携により、こちらから対象者をハローワークに紹介しまして、就労指導をして就労に結びつくというものなのですが、実績につきましては、平成19年度については、指導数は14名、うち就労数は4名、これにより廃止になった数は2件です。20年度は、指導数は19名、就労数は12名、廃止数は4件です。21年度は、指導数18名、就労数は10名、廃止数2件となっております。

このプログラムによる課題なのですが、もともと国がイメージしているこのプログラムは、そもそも本人に就労阻害要因がなくて、ただ就労意欲があるにもかかわらず就労先がない、例えば派遣切りといったことで、働きたいのだけれども働くところがないという人を対象にしていると思われま

すか、本人のやる気などさまざまな阻害要因を抱えていますので、いきなりこのプログラムを活用するというのはいかがでしょうか。その前段として、生活支援や社会支援などが必要になるのではないかとといった意味では、就労に至るまでの段階での支援が必要かというふうに考えてございます。

## ○秋元委員

昨年は、自立支援プログラムを、釧路市の例も紹介しながら、ぜひ小樽市でも取り入れてはどうかということで、先ほど言ったとおり、検討していくという答弁をいただきました。本年4月から新しい自立支援プログラムの実施をするというふうになっておりますけれども、この事業の内容についてお答えいただけますか。

### ○（福祉）生活支援第1課長

新たな自立支援プログラムの実施ですけれども、本年4月からひとり親世帯や引きこもりがちな世帯等に対する生活支援ということで、五つの自立支援プログラムを実施しようということで準備を進めております。現在、細かいところを詰めているところです。

具体的な内容として、一つ目はひとり親世帯についていじめや不登校あるいは非行を含む子供の養育の問題で、日常生活にさまざまな問題を抱えている世帯に対して、この問題を解消するための支援を行いたいということです。

二つ目につきましては、高校進学を控えた中学生、あるいはその親に対して、高校進学に対する意欲とか意識を高めていただいて、高校の入学から卒業まで引き続き支援することによって、子供の社会的、経済的な自立を図って、いわゆる貧困の連鎖を生まない形にしたいという支援を行いたいということです。

三つ目は、長期間就労していないために社会復帰に消極的になっている、あるいは引きこもりの方について、社会生活を送る上で自己管理とか訓練を必要とする方に対して就業体験の場を提供したりしながら、社会参加意識や就労意欲の向上を図りたいということです。

四つ目につきましては、精神や知的に障害を持ち、家に閉じこもりがちな方々に対して、個々の状況に応じて各種制度だとかサービスの社会資源を活用することで、社会参加意識を促進するものでございます。

五つ目につきましては、いわゆる稼働能力はあるのですけれども、短時間の稼働であったり、あるいは短期間で転職を繰り返すという人に対して、さまざまな理由でその能力を活用していないということがあるので、何とか勤労意欲の向上を図りたいということで、この五つを実施したいと思います。

今までの生活保護はどちらかというと経済的な自立を目標にしていた状況にあるのですが、これからは直接的な就労指導の前段の日常生活とか社会生活について、まず自立しましょうというところから支援をしていくというこ

とで、新年度から予定してございます。

#### ○秋元委員

今、答弁いただいた内容で、非常にそうだなと思ったのは貧困の連鎖ということで、私もたくさん相談を受ける中で、やはり一度生活保護を受けると自立したいのだけれども、抜け出せないという方もたくさんおりますし、今のような経済状況で仕事もなかなか見つけられないという方もたくさんおりました。今、答弁していただいた五つの支援の内容について、御苦勞はまだまだあると思うのですけれども、ぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

その上で、どのようにこの制度、この事業を運用されていくのか。実際に対象になる方はたくさんいらっしゃると思うのですけれども、一度に全員というのはなかなか難しいと思うのですが、どういう考えで行っていきようか。

#### ○（福祉）生活支援第 1 課長

自立支援プログラムの実施についてですけれども、まず、国のセーフティネット補助金を活用して、社会福祉士等の資格のある方について、嘱託員として 2 名を雇用する予定でおります。具体的には、これまでケースワーカーが個別に対応していた部分を組織的に、組織全体で共有化して、組織で対応しようということを考えています。それぞれのプログラムに応じて、嘱託員とケースワーカーが連携しながら対応していくこととなります。嘱託員については、専門的な知識を生かしていただいて、必要な社会資源力とか各機関との連絡調整等々を行って、必要な支援につなげていきたいというふうに考えております。

なにせ、初めての試みですので、実際に進めていく中でいろいろな問題が出てくると思うのですけれども、それについてはそのときに検討ですとか修正を行いながら、より実効性のあるものを進めていきたいというふうに考えております。

対象数につきましては、ピックアップした中で結構な数になるのですけれども、全体としてすぐにはできないというふうに認識しています。ですから、やり方として、1 人でできるような範囲内で進めていくのか、あるいは 3 か月とか 6 か月という一定の期限を切って集中的に支援を行って、その期限がたった時点で再度改めて検証して、もう少し時間を置くか、あるいは別のものに変えるかということで進めていくのがいいのかというふうに今は考えております。

#### ○秋元委員

ぜひ、よろしく願いいたします。

#### ◎保育所の入所基準について

続きまして、今回の一般質問で、保育所の入所基準についていろいろと不便な点があるという答弁をいただきまして、指摘をさせていただいて、市長からも利用しやすい制度となるように検討していくというお考えをいただきました。

まず、出産にかかわる入所基準の期間の算定方法についてですけれども、他都市の状況について、道内の代表的な市で構わないのですけれども、算定方法ですとか期間についてはどのような状況なのでしょう。

#### ○（福祉）子育て支援課長

妊娠、出産を理由とする保育所の利用の取扱いの期間ですけれども、道内の主な都市の状況として小樽を除く 7 市に聞いてみました。まず、出産予定日を起点として前 8 週間、後ろ 8 週間、計 16 週間という取扱いをしているのは、函館市と江別市と北見市の 3 市でございました。それから、出産予定日を起点として前 6 週間、後ろ 8 週間、計 14 週間という取扱いをしているのは、旭川市でございます。それから、これまでの小樽市と同様に、出産予定日の属する月と前後 1 か月、合計 3 か月の取扱いは、札幌市、苫小牧市、室蘭市でございます。

なお、札幌市については、4 月 1 日から出産予定日を起点として前 8 週間、後ろ 8 週間という取扱いに変える予

定というふうに聞いています。

○秋元委員

今回、さまざまな検討をしていただくということですが、まず、検討するに当たってどのような協議がされていくのか、いつぐらいをめどに、いつから改正していくのかということをお聞きしたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

まず、今回の中身ですけれども、小樽市の現在の取扱いであります出産予定日を基に前後 1 か月といたしますのは、都合 3 か月になりますけれども、出産予定日が月の初旬の方と下旬の方では確かに前後の利用可能日の配分が変わってきますので、出産予定日を起点として前 8 週間、後ろ 8 週間、計 16 週間といった形に変えたいというふうに考えております。

これについては、小樽市保育の実施に関する条例があるのですが、この条例の運用基準がございますので、それを改正して 4 月 1 日から実施していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

その上で、ちょっと前後してしまったのですが、改正というのは、どのような手続を経て改正されるものなのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほどの答弁と重複しますが、小樽市保育の実施に関する条例の運用についてという運用基準がございますので、それを改正する起案をつくって、決裁を得て改正ということになります。

○秋元委員

たぶん、御相談いただいた方も、周りの母親たちも、今後、出産をして保育所に預ける方々も、非常に利用しやすい制度になったということで喜んでいただけるのではないかとこのように感謝いたします。本当にありがとうございます。

○高橋委員

◎旧ごみ焼却場の解体について

代表質問にかかわって、旧ごみ焼却場の解体について質問したいと思います。

まず、旧ごみ焼却場は平成 13 年に廃止になりまして、答弁でもありましたけれども、この廃止後、どういう処置をされてきたのか、もう一度確認をしたいと思っておりますので、説明願います。

○生活環境部副参事

平成 7 年 7 月に、コンクリート製だった煙突をステンレス製にかえてございます。その後、本会議の答弁にもありましたとおり、13 年 3 月の廃止時に、ダイオキシンが含まれた灰の飛散を防ぐために開口部の閉鎖、建物内に立入ができないよう閉鎖措置を行っておりますし、17 年 12 月には、煙突の頂部も閉鎖してステンレス製のふたを掛けて雨水の流入を防いでございます。その後、定期的に点検する中で、細かいところで修復等を行って、現在に至っております。

○高橋委員

次に、この焼却場は道内 2 番目の本格的な焼却場というふうに伺っておりました。建設されてから今年で何年になるのでしょうか。50 年近くになると思うのですが、確認したいと思います。

○生活環境部副参事

建設は昭和 40 年 12 月ですが、供用開始が昭和 41 年 4 月ですから供用開始から 45 年を経過してございます。

○高橋委員

懸念される点は、代表質問でも聞きましたが、構造体の劣化が非常に心配だと思っております。

建設部に伺いますが、一般論として鉄筋コンクリート造の寿命はどのぐらいなのか、それから、鉄筋コンクリート造の経年に伴って心配される点の 2 点をお願いしたいと思います。

#### ○建設部小紙次長

まず、鉄筋コンクリート造の耐用年数についてでございますけれども、建物等の耐用年数は、基本的に建物の用途だとか、あるいは使われ方だとか、その後、どういった維持、補修をしていくかという考え方によっていろいろと条件が異なってきますので、今、一般的に一律何年ということは非常に答えづらいという部分がございます。

ただ、個人的には、鉄筋コンクリート造でございますので、適切な施工がされていれば、最低でも五、六十年ぐらいはもつのではないかという感覚は持っております。

経年劣化をすることによってどういうことが懸念されるかということでございますけれども、当然、鉄筋コンクリート造ですから、どんな施工をしてもひび割れといった部分が出てきて、そこから雨、風、雪等の浸食により鉄筋との剥離が生じてコンクリート片が剥落することで、煙突であれば、どこか集中的にその辺が進めば倒壊というおそれが出てくることもあるのかというふうに思っております。

#### ○高橋委員

一般論ですから、条件が違うのはよくわかります。次長の希望的観測もよくわかりました。

私が心配しているのは同じ結果でして、ひび等から水が入る、そして凍結する、若しくはさび等によって爆裂をして、鉄筋のかぶりである表面のコンクリートがはがれ落ちることが非常に考えられます。鉄筋コンクリートの特徴が、一体になっていれば強度は保てるのですけれども、一方的にそういう形で損傷してくると、著しく構造体として強度が低下すると言われております。やはり煙突という高い構造物ですから、その辺が心配なのと、それから、構造体でそういう同じような状況がないのかということが心配になります。

答弁では、定期的に点検や補修を行っているということでしたけれども、具体的にどういう点検、補修を行っているのか、教えていただきたいと思っております。

#### ○生活環境部副参事

まず、点検でございますけれども、市長の答弁にもありましたが、北海道として、廃止済み焼却炉点検マニュアルについての点検を行っており、小樽市としてもその点検を受けてございます。

まず、その廃止済み焼却炉点検マニュアルの対応については、例えば煙突部分が閉鎖されているか、それから焼却炉開口部も閉鎖されているか、関係者以外の者がみだりに立ち入ることができないようにされているかという点がチェック項目になっております。また、点検におきましては、施設管理者が、天神の焼却炉は小樽市となりますが、3 か月に 1 度、廃棄物事業所で点検して記録を保存することとしてございます。これについては、昨年 5 月、8 月、11 月、本年 2 月に行っておりまして、その中で、昨年は焼却場の外壁のトタン屋根を修理いたしまして、また 11 月にはピットの裏壁の修理をしてございます。

なお、1 年に 1 度、後志総合振興局の立入検査が行われておりまして、総合振興局の主査と係員の 2 名が検査を行っております。平成 20 年度は 9 月、21 年度は 10 月、22 年度は 7 月に行っております。私どもは細かいところを修理しておりますので、この中では、せいぜいガラスが割れている点などの指摘程度で、大きな指摘等はございません。

#### ○高橋委員

私も、現場の近くまで行って詳しく見ていないのですが、先ほど心配されるといった煙突や構造体はどういう状況なのかというのは、本当は建設部に 1 回見てもらえればいいのかと思うのですが、建設部で 1 回確認しておりますでしょうか。

#### ○建設部小紙次長

建設部で、そういった目で調査したことということは、今のところはないというふうに聞いております。

### ○高橋委員

要望ですけれども、ぜひ一度、生活環境部から依頼をしていただいて、建設部に現地を確認してほしいと思います。それが1点です。

それから、今までは大規模な補修とか改修はやっていないと思いますので、経年劣化が非常に心配だと思います。代表質問でも話しましたが、江別市などは国の補助メニューを使って解体作業を行っているわけですが、国の補助メニューの内容と補助率についてお知らせいただきたいと思います。

### ○（生活環境）管理課長

まず、一度、建設部による施設の点検の要望ということですが、これは、しかるべき時期に、建設部に依頼をして、点検していただきたいと思っております。

次に、補助率なのですが、国の解体に伴う補助といたしましては、環境省の循環型社会形成推進交付金というものがございます、交付の予定といたしましては、焼却炉の解体と廃棄物処理施設の整備を一体として行う場合に採択されます。その場合の交付率は3分の1となっております。

### ○高橋委員

今後の考え方として、どうしてもお金がないので、壊す工事に対しての費用はなかなか考えづらいというのは理解できます。ただ、安全性を考えると、早くに解体すべきだと思っておりますし、これは同じ認識かと思っておりますけれども、もう一度確認しますが、小樽市と同規模の施設を解体するとしたら費用はどのくらいかかるのか、それから施工期間はどのくらい必要なのか、もう一度確認したいと思っております。

### ○（生活環境）管理課長

解体費につきましては、代表質問でも答弁させていただきましたとおり、約3億円ないし4億円ということで試算されております。それから、解体工事の期間でございますけれども、これは施設の規模によって異なりますが、解体前後のダイオキシン類の調査、あるいは解体方法の決定などを含めまして、1年から2年の期間を要するというふうになります。

### ○高橋委員

財政部に伺いますけれども、ようやく今年度、赤字が解消されるということで、今後、生活環境部であれば新しい最終処分場の考え方とか、旧ごみ焼却場の解体についても当然視野に入ってくるだろうということで、どうしても費用がかかる3億円ないし4億円かかるお金についてこれからいろいろな検討をしなければならないと思っております。財政の考え方としては、それが今後の5年、10年のシミュレーションの中に入っているかどうかということを確認させていただきたいと思っております。

### ○財政部長

現在、財政部のシミュレーションの中には入っておりませんが、今後、小樽市が進めていく上で解体物件が目白押しになってくるのが想定されていまして、学校もそうですけれども、今、共同調理場が統合・新築になってきますと、その後の問題も出てまいります。そういう意味では、これからの財政負担が非常に出てくると思っております。今、補助金の話もありましたけれども、従前から、こういう解体経費は一般に起債の対象にならないのですが、どの団体でも今は施設の改修を進めておまして、解体も伴ってまいりますので、そういう面についても起債を認めてほしいという要望を市長会を通じて上げております。そんな要望も片方ではながら、時期については財政状況を見ながら進めることになると思っております。

### ○高橋委員

生活環境部として、旧ごみ焼却場の解体についてはどういう考え方なのか、もう一度確認をしたいと思っております。

### ○生活環境部長

建築後45年もたっておりますので、基礎、柱などの躯体部分が相当老朽化していることは事実だと思います。先

ほど、副参事から答弁しましたように、まず、目にして一番心配なのは煙突です。煙突に関しては、平成 7 年に建替え並みの補修をしているということが一つです。それから、ダイオキシン類の飛散防止という観点からですけれども、自主立入りを 3 か月に 1 回、それから後志支庁の立入りも 1 年に 1 回やっております。ただ、それは、構造体の細かい部分まで見ているわけではありませんから、今後は建設部にも協力を願って、躯体部分の老朽化調査も行っていきたいと考えております。

ただ、費用対効果と申しますか、かなり高額な財政支出を伴う場合には、こう言うは何ですけれども、市民サービスの向上には直接向かない部分でありますので、そこら辺がネックになって、毎年、補修の費用をどの程度かけていくかという部分も課題です。解体に向けての検討にいつごろ入るかという部分は、将来の財政支出、補修の費用とか、財政状況とか、解体がたくさん出てきますので、順番ということも考慮に入れて検討してまいりたいと考えているところでございます。

#### ○高橋委員

安全性を考えると、やはり優先順位は高いと思うのです。ですから、そういうことも含めてぜひ検討は早くしていただきたいと要望したいと思います。

#### ◎最終処分場について

次に、最終処分場について質問をさせていただきたいと思います。時間がないので、これは予告編ということでお聞きしたいと思いますが、また次の機会が得られれば何回でも質問させていただきたいと思っております。

以前にも予算特別委員会で議論をさせていただきましたけれども、逆算すると、もう準備期間として計画しなければならないのではないのかという質問をするわけですが、部長からは適時にという答弁しか返ってこないのです。本当はその辺の議論をここでもう一回議論をしたかったのですが、時間がないので、結論だけお聞きします。新しい埋立計画について、今、どのように考えてられているのか、その検討内容も含めてお聞きしたいと思います。

#### ○生活環境部長

2 期計画の埋立てに入っただけで、これが計画どおりのごみ量で推移すると約 6 年ということになります。そうすると、平成 22 年度はもう終わりですから、28 年ごろには次の埋立地の供用開始をしなければならない。ただ、1 期計画の部分で、沈下というか、まだ落ちついていない部分もありまして、もう少しごみを入れられる状況も見えてきておりますので、今後、産業廃棄物の減量なども含めまして、なるべく埋立地は長く使っていきたいと思っています。

ただ、新しい埋立地を求めるとなると、逆算すると、計画に 2 年、それからアセス、実施計画、工事着手も含めると 5 年ぐらいかかりますので、まともにいくと 7 年ぐらいかかります。そういった状況の中で、いつをスタートと言うのかという部分はありますけれども、来年度に向けて、部内でそろそろ次の埋立地の検討に入る時期だというふうに考えております。ただ、前にも説明しましたとおり、対地元という部分もありますので、用地選定などは慎重に進めてまいりたいと思っております。

#### ○高橋委員

今の桃内の最終処分場は、選定してから完成してということで、平成 6 年から平成 12 年になっておりますので、数えると 7 年になるのでしょうか。

そこで、一つ確認をしておきたいのですけれども、今の処分場を長く使いたいということでしたけれども、地元の桃内町会との協定では今は平成 27 年度までとなっております。それで、いろいろな工夫をしてごみ量を減らしたにして、それが 30 年まで、32 年までと延長できるのかどうかというのは、そこまでは打合せをしていないわけです。その辺の見解を伺えればと思います。

#### ○生活環境部長

桃内地域の方々との協定は平成 27 年度までと期間を区切っておりますので、その後の延長という部分はその協定

には出ていません。ただ、協定というのは、常に両者で見直しをする形になっておりますし、我々も長く使いたいですし、最終の土地利用ができる形になっていないうちに終わってしまうのは、桃内地域の方々にとってもそれはちょっと変だというふうに思っておりますので、延長が可能になった時期によって協定も見直して、さらに延長できるような内容に両者で協議してまいりたいと考えております。

#### ○高橋委員

協定を結んだときに、将来的な考え方は打合せをしていないのでしょうか。例えば、市としてはなるべく延命処置をしたいのだという考え方を示しているか、示していないか、それをお答えいただきたいと思います。

#### ○（生活環境）竹内主幹

当時の協定を読み返しますと、センター内に新しい施設をつくるときには改めて協議をするという一文がございます。ということは、この協定だけで一切が終わるということではなくて、将来的な展望の可能性というものを含めた中での協定だったというふうに理解しております。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

---

#### ○大橋委員

##### ◎成年後見センターについて

まず、成年後見センターについてお尋ねいたします。

成年後見センターは、昨年、丸文書店跡地という中心商店街の部分につくられまして、中心商店街の活性化という部分でも非常に効果がありますし、また成年後見センターも北海道の中でも非常に早い設立ということで注目されていると聞いております。

先月、旭川市でも市民参加による成年後見センターをつくっていくということで、小樽の杜のひろばの方が講師で招かれており、小樽にとってはいいことだと思っております。成年後見センターができてから本日までの活動の状況、それから、そういう活動の状況を見た上で今後の課題としてどんなものがあるかとらえられているかをお尋ねします。

##### ○（福祉）地域福祉課長

成年後見センターの事業は、介護保険課と地域福祉課の両者でやっておりますが、答弁については私からさせていただきます。活動状況なり課題という御質問でありまして、両方まざったような答弁になるかと思いますが、お許してください。

まず、成年後見センターは、昨年 4 月にオープンしまして、職員 2 名の体制で運営しております。オープン以来、利用者は好調でございますが、本年 1 月で 10 か月になりますけれども、利用件数としては 414 件に上っております。そのうち、来所された数は 250 件でありまして、委員もおっしゃるとおり、中心部に設置した効果が現れているのではないかとこのように考えております。

また、2 親等以内の親族等がない場合、市長が申立人になれる市長申立てと言うものがあるのですが、これまでの件数は数件でございましたが、今年度はもう既に 20 件を上回っております。そういった意味でも、制度の周知なり利用促進が進んでいるのではないかとこのように考えております。

また、相談件数が増加で安定しているということもありまして、今年度は 2 人ということで事業を進めておりましたけれども、新年度については、1 名増の 3 人体制ということで、障害者福祉費並びに介護保険事業特別会計のそれぞれの予算で要求しております。

あと、成年後見センターの進め方なのですが、実際の成年後見は、法人後見を受任した成年後見センターが専門職と市民後見人のセットで後見業務をやっており、成年後見センターの運営を協議するなり、いろいろな決

定機関として二十数名の運営委員会で支えております。初めて行う事業でありますので、走りながら考えている部分もございまして、当初想定していない事案などもありますし、初めてやる部分もございまして、具体的な事案になると想定しない部分も多々あると感じております。そんなことで、まだまだ運営自体は未熟な部分もあるのかもしれないですけども、民間の方々も一緒になっていろいろな相談をしつつ、成年後見センターを何とか盛り上げていこうという形で運営しております。

あと、相談件数の総体から考えると、当初は、認知症の高齢者がもう少し多いのではないかと考えていたのですが、これまでの実績を見ると、知的の障害者なり精神の障害者の数も多いですし、相談の実例からいっても施設の利用が多いという実感を持っておりまして、この数字の状況がどのぐらいで推移するのかということがやや不安な点でもあるのですが、新年度は3人体制の中で、運営委員もあわせて相談しながらうまく回していきたいというふうに考えております。

### ○大橋委員

予想していたよりも利用が多いということは、逆に言えば、それだけ小樽は高齢化しているということで、決して喜べることではないけれども、不自由をしていた方にとってはいいことなのだろうと思っております。

市民後見人を実際にやっている方のお話も聞いたのですが、たくさんの方が市民後見人の資格の勉強をしたのですが、実際に市民後見人になる方は少ないのです。その辺で、どうして市民後見人になっている人が少ないのかということと、お仕事を聞いたら、いわゆる預貯金をおろしに行ったり、非常に細かい作業で、時間をつくったりするのなかなか大変なのかとも思っています。そういう部分で、現在の市民後見人の状況と、それから、今後の市民後見人養成の問題ですけれども、国もこれからは市民後見人を積極的に養成していくべきだという考え方になって、各自治体に支援する体制もつくっていくというニュースも見えています。小樽市としては、市民後見人の育成についてどういうふうに進んでいくと考えているのでしょうか。

### ○（福祉）地域福祉課長

成年後見センターの事業は平成22年度からやっていますけれども、家庭裁判所にこういった方々が市民後見人として活動していきますということで名簿を出してございまして、その名簿に人数で言うと、現在は12名が登録して、まだ全員ではないのですが、かなりの部分が既に市民後見人として実務に当たっている状況にあります。

22年度の事業は、当初から市民後見人の養成講座、養成事業も成年後見センターに任せる形をとってございまして、2月に基礎講座と実践講座をやったはずですが、たしか50名近い、かなり多い人数の受講者がおりますので、今後のさらなる市民後見人の増加も期待しております。また、23年度以降も続けていきますので、そういった意味で、検証を続けていただいて、一定程度のレベルに達すれば、改めて登録を増やしていく形になろうかと思っております。

この間、センターに聞いたのですが、今のところ、新年度では、小樽市内では5名前後が新たに登録される程度のレベルに達していることと、初めて小樽市外の余市町の方も一、二名は新たに市民後見人として登録できる状況になるのではないかと聞いております。

また、我々も国の動きは知っておりますけれども、市民後見人の養成は、22年度から成年後見センターに事業として任せる形で開始しているということで、市としては同様に支援をして、社会福祉協議会になりますけれども、成年後見センターの運営の中で市民後見人養成講座をしていただければと思っております。

### ○大橋委員

#### ◎子育て支援について

今、高齢者の問題をお聞きしましたので、今度は幼児に関する問題でお聞きしたいと思います。

子育て支援ニュースを、小樽市地域子育て地域支援センターで毎月出しております。市役所の1階の窓口とかに置いてありますので、私も毎月見えています。子育て支援という形の活動は各地でしているのですが、富山県氷見市に昨年行きましたときには、体育館に子育て支援センターが入っていて、体育館の一角には幼児が自由に遊べ

るコーナーがつくってあって、母親たちにとって非常に便利な形でやっていました。

小樽市は、なかなかそういう施設になっていないと思います。小樽の場合は、奥沢保育所に併設された子育て支援センターの開放や赤ちゃんタイムなどが行われていますけれども、これの利用状況についてお知らせいただきたいと思います。

#### ○（福祉）子育て支援課長

今、委員が御質問されました小樽市の子育て支援についてですけれども、奥沢保育所に併設されておりますげんき、それからもう一つは赤岩保育所内部にございます風の子という 2 か所が子育て支援センターとして位置づけられております。利用状況ですけれども、各種の事業をしております、主に子育て支援センターを会場に行う事業、それから子育て支援センターの外に出向いていく事業と多々ございますけれども、総じて、1 年間の利用状況を数字にしますと、平成 21 年度の全体で、延べ人数が 9,873 人の親子が利用されていることになっております。

#### ○大橋委員

この子育て支援関係の事業は、札幌市が非常に先進的に進めていると感じておりました。それで、札幌市における支援事業は、ただ母親とか子供に対して対応しているだけではなくて、教育だとか市民啓発というところまでしているというふうに聞いています。

これは札幌市のものですけれども、それによれば、高等学校だとか小学校に子育て支援センターで出向いて、児童や高校生が子育て支援センターに来たりして、実際に親子と触れ合って、子育てとかの育児体験支援という活動をしているのです。これは、市民にとっても、今、子育てで母親が孤立して幼児虐待等いろいろと起きているわけですから、そういう部分で地域の目が行き届いたり、非常に有意義なことだと思いますが、このようなプログラムを小樽市でも検討していますでしょうか。

#### ○（福祉）子育て支援課長

私も、本日の昼以降、今、委員がおっしゃいました札幌の育児体験支援プログラムの中身を調べましたけれども、札幌市各区に子育て支援センターのような施設がありまして、そこを利用する親子の中で選びまして、1 年間を通じて何回か市内の小・中学校などに親子をお連れして、その生徒と触れ合いをします。それで、発達のこととか、命の尊さ、あるいは育児へのかかわりなどを学ぶという目的のようでございますけれども、小樽市でも育児体験という部分では、これまでは妊産婦などに対する育児体験という取組はしてきたこともあったのですが、現在、私どもとしては札幌市のような取組はしておりません。

#### ○大橋委員

それから、札幌市の場合、各区とかに公民館とかがたくさんありまして、そこに子育て支援センターが入って活動しているのですが、結局、それだけでは数が足りないということで、現在、札幌市が積極的に進め始めているのが、町内会館を開放してもらって、町会の人ボランティアとして管理すると。それで、市がやっているのは、ボランティアの人たちへの最初の指導の部分で保育士とかを派遣してやっているという形で、非常に幅を広げようとしているのです。

小樽市の場合は、完璧に児童館とかそういうものがないわけですから、場所的には町内会館というのは非常に有効な場所だと思うのですが、そういう町内会館を利用し、かつ町会の人にボランティアでやってもらうという試みや支援活動についてはどのように考えられるかがでしょうか。

#### ○（福祉）子育て支援課長

小樽市でも町内会館を利用した子育て支援事業といいますか、遊びの広場を提供するという言い方をしますが、平成 17 年にスタートをいたしまして、当初は市内 2 か所の町内会館でスタートしたのですが、現在では、今年度ですと 9 か所の市内各地域の町内会館を借りて、1 か所当たりで年 2 回ないし 4 回ぐらい開催をされるということで行っております。

そこにも子育て支援センターの職員が出向いていきまして、1回当たり平均で13組くらいの親子が利用しているということで、札幌市とは違いますけれども、小樽市では子育て支援ボランティアという制度を設けておりまして、登録をさせていただくのですけれども、養成講座なども子育て支援センターの事業の一つになっています。登録していただいている方は、今、人数が100人ぐらいいますが、常時動ける方は数少ないのですけれども、そういった方にも町内会館での遊びの広場を提供する際に、都合がつく方には来ていただくということで活動をしております。

札幌市の例で、地域の町会にお願いをするということは、地域で子育てを支援するという意味では非常に沿ったことであろうかと思っておりますので、今後は札幌市の取組なども参考にさせていただきたいと思っております。

#### ○大橋委員

町会の協力を得ることは、高齢者の方への給食サービスでも十分な成果を上げられなくて、なかなか大変なことではあるのでしょうかけれども、ただ、町会としても、今、お葬式などでも会館が利用されないのので、どうすることで会館を使ったらいいかという部分で悩みを抱えていますので、その辺でまたいろいろ考えていただければと思います。

#### ◎小学校の学校再編について

最後の質問に入ります。

小学校の再編についてですが、量徳小学校・潮見台小学校統合協議会が行われているとかいろいろありますが、本日本までの地域とPTAの協議を通じて、教育委員会として、今後、学校再編を進めていくことになりませんが、今までの協議を通じて感じておられることについて、どういうふうに思っていらっしゃいますか。

#### ○（教育）荒木主幹

昨年の5月から7月にかけて行いました学校再編についての地区別懇談会におきまして、本市の少子化に伴う児童・生徒の減少や学校施設の老朽化に対応し、教育環境の向上を図るため学校再編をしていかなければならないということについては、皆さんに御理解いただいたものと思っております。

その後も、南小樽地区や、それから学校施設の老朽化によりまして施設整備が急がれる地区を中心に、保護者や地域の方と話し合いを進めてまいりました。その中では、統合することにより、当然、通学距離が長くなりますので、通学路の安全対策ですとか、それからバス通学などの通学の支援に関する具体的な要望が多く聞かれました。教育委員会としましては、今後も、皆さんとの話し合いを重ねてまいりまして、こういった課題を整理しながら学校統合に向けて、できるものについてはやっていくというスタンスで学校再編を進めてまいりたいと考えております。

#### ○大橋委員

一応、何年までに何をするという最初のときのスケジュールは立てていましたけれども、こういうふうに協議を進めることによって進捗状況に差も出ているわけですが、今後の年度ごとの具体的なスケジュールについてどのようになっていくのかという点と、予算的な問題も考えなければなりませんから、何校を新築しなければならなくて、何校を改築しなければならぬという部分でめどが立ったのかどうか、お尋ねします。

#### ○（教育）荒木主幹

具体的なスケジュールについてでございますけれども、先ほど委員からお話がありました量徳小学校につきましては、平成24年4月の統合に向けて、現在の量徳小学校の校区を中学校の校区で二つに分けまして、そのうち一つは花園小学校、もう一つは潮見台小学校と、それぞれこの2月に二つの統合協議会を設置しまして準備を進めているところであります。それと、昨年の地区別懇談会以降、これまで老朽化した学校施設のある高島・手宮地区ですとか中央・山手地区で話し合いを進めてきております。今後も、引き続き話し合いを重ねてまいりますが、こういった中で具体的な統合校の位置や統合時期などが決まっていくものと思っております。

全体としましては、適正化基本計画の前期に位置づけられております他の地区ですとか、それからグループにつきましても、先ほど申しました地区において一定の整備がつきましたら話し合いに入りたいと考えておりま

す。具体的には、市内の全小・中学校41校を15年間の計画で21校にということで学校再編を進めております。

#### ○委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は追ってお知らせいたします。

休憩 午後 4 時33分

再開 午後 5 時04分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

中島・北野両委員により、別紙お手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者より、趣旨の説明を求めます。

#### ○中島委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成23年度小樽市一般会計予算に対する我が党の修正案の提案説明を行います。

市長提案の一般会計予算案ですが、約 9 億円の実質的な財源不足で、他会計からの借入で収支均衡を図ることとなりました。景気低迷が続き、雇用状況が一段と悪化する中、税収増は期待できません。しかし、地方交付税が十分に補完機能を果たさないため、地方自治体の財政は息を詰めたような切迫した実態です。

職員の期末・勤勉手当は回復する方向ですが、本俸の給与削減は継続したままです。普通建設事業費は徐々に増額はされていますが、市民サービスは、バス代値上げ時に値上げ分がそのまま市民負担に転嫁されたふれあいパスをはじめ、冬期支援金として支給されてきたふれあい見舞金は2,000円まで減額されました。国民健康保険料は所得の16パーセントを占める高額になり、保険料滞納者に対する差押件数は、道内主要都市の上位です。毎年 4 月になっても保育所待機児童がいるのに、公立保育所削減計画を進めています。

我が党の修正案は、これらの削減された市民サービスの充実と雇用の改善を図り、地域経済を活性化する立場で提案するものです。

未就職の市内高校生の臨時雇用、民間住宅リフォーム助成金制度を設置して市内の小規模・零細業者の仕事起こしを図り、かけこみ緊急資金貸付金制度で急場の資金借入に応じて業者支援を図ります。高齢者対策として、ふれあいバスはワンコインの現金で利用できるよう、1回の乗車料金を100円にし、冬期特別支援の福祉灯油制度を復活して、ふれあい見舞金と合わせて増額支給とします。国民健康保険料は1世帯1万円引下げ、小学校に入学する前の子供たちの医療費窓口負担分は全額無料にし、医療費負担の軽減を図ります。

他に、市立保育所の産休明け保育の開設、市営住宅対策としての雇用促進住宅の買取り、市民要望の高い市営室内水泳プールの早期建設に向けた調査費などの予算化をしました。

これらの財源としては、石狩湾新港管理組合負担金のうち、公債費と港湾建設費相当分を削減、旧マイカルに端を発した固定資産税滞納分の回収、諸支出金の売払い収入を充当します。教育的な食育に逆行する新共同調理場の土地取得はやめ、市債 2 億円を減額します。

その結果、予算規模は543億7,784万2,000円となり、市長提案の一般会計予算より 7 億9,430万8,000円縮小されます。平成16年度以来続いてきた一般会計の累積赤字は平成22年度決算見込みでは解消されるとのことでありますが、職員と市民の犠牲、他会計からの借入で乗り切ってきたと言っても過言ではありません。

予算修正案は、財政の真の再建を目指しながら、市民サービス復元を目指した内容です。

他会派の皆さんの賛同を訴えて、提案趣旨の説明とします。

**○委員長**

これより、一括討論に入ります。

**○北野委員**

議案第 1 号についてのみ申し上げて、以下は本会議でやることにいたします。詳しくやるかどうかはまだ考えていません。

議案第 1 号に対する修正案は可決、原案には反対、議案第 2 号ないし第 15 号は、いずれも否決の討論を行います。

議案第 1 号についてですが、統一地方選挙直前の予算編成というのは、通常、骨格予算として編成されていて、市長も、その旨、提案説明で申し上げているところです。当初予算は、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や、国や道の補助事業の継続性から、当初予算に計上すべきもののほか、事務事業の執行に支障を来すものや、一般事務経費などの経常経費を計上したとの説明であります。

しかし、こういう中であっても、第 6 次総合計画や行政の継続を踏まえた対応も必要だとのことで、総合計画の前期実施計画に載っている学校給食共同調理場統合・新築のための新共同調理場土地取得費 2 億円を計上しておりますが、これは、政策予算であり、骨格予算に計上すべき性質のものではありません。しかも、我が党は、学校給食の共同調理場方式には反対でありまして、これを民間委託することは認めていません。こういう意見の対立している事業費を計上するのは、骨格予算と言われている統一地方選挙のときの予算編成の基本から外れるもので、認められません。

一方、同じ総合計画前期計画に載っている新・市民プール整備事業は、市民合意が得られているにもかかわらず、予算計上がありません。こんな逆立ちしたことはなおさら認めることができません。

我が党の予算修正案は、ただいまの中島委員の趣旨説明にもありましたように、市長提案の財源の範囲内で市民の切実な要求にこたえる内容となっております。

それから、先ほど議案第 1 号のみと言いましたが、議案第 5 号にもちょっと触れておきます。

国民健康保険事業特別会計についてですが、本会議でもやりましたけれども、加入者から余分に保険料を取り立てて、それを赤字解消の財源にしているのではないか、こういう指摘に対して、本会議で市長が答弁したようなことで、予算との乖離が生じたという理由が複雑に説明されています。しかし、それは、単年度のことであって、黒字が出たのであれば、次年度の保険料減額に回してしかるべきだし、それをしないで連続して何年にもわたって赤字解消の財源に充ててきた事実は、保険料を余分に取り立てて赤字解消の財源としてきたとの指摘が当たっているというふうに思いますので、この点についても指摘をしておきます。

ぜひ、予算修正案に賛成していただきますようお願いいたします、討論といたします。

**○委員長**

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号に対する修正案について、採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

**○委員長**

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 2 号ないし第 15 号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会の冒頭にも申しましたように、市長も、そして我々議員も本任期中の最後の予算特別委員会であります。そういった中で、委員長の大役を仰せつかりまして、審議を重ねてまいりました。今回、当委員会に付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜りましたこと、また、委員長としての任務を全うすることができましたことに、改めて御礼申し上げます。これも、中島副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝をしているところであります。意は十分尽くせませんでした。委員長してのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。